

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

以上では、勤労者生活の基礎となる賃金と福利厚生等についてみてきたが、ここでは、これらを背景として営まれる勤労者生活の家計面について、収入、支出および貯蓄、負債の長期的な動向を概観するとともに、ライフサイクル的視点から住宅の取得、教育等に対する家計の動向を分析する。併せて、年齢別にみた勤労者の意識の動向についても触れる。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(1) 勤労者家計の長期的動向

1) 収入の動向

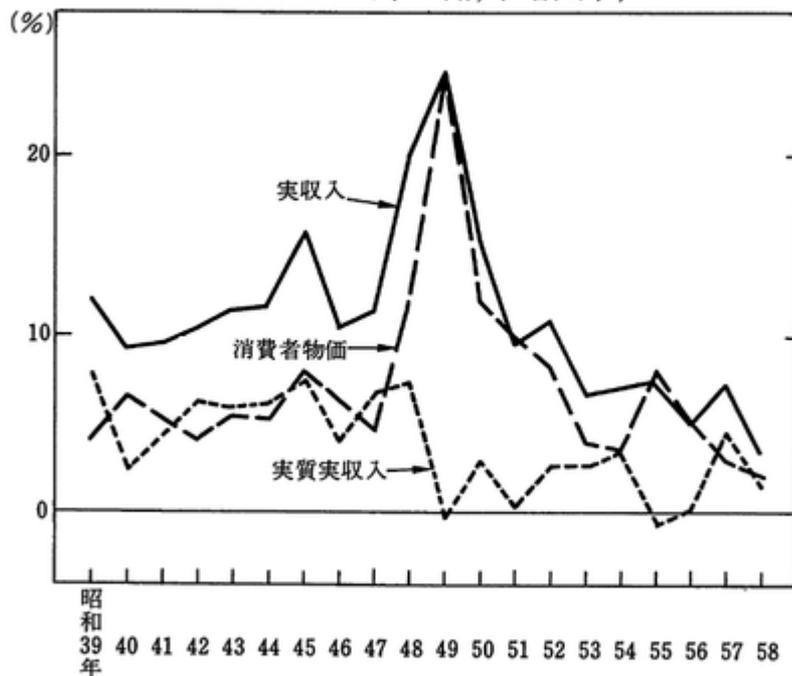
(実収入の伸び率の推移)

家計の収入は、最近、低い伸びで推移している。総理府統計局「家計調査」によると、勤労者世帯の実収入（世帯主や妻の勤め先からの収入や事業・内職収入など実際にあつた収入のことで、貯金引出し、借入金など資産の減少または負債の増加にともなう収入や、現物給付は含まれない。）は昭和58年に月額40万5,517円となつているが、この実収入の動きをやや長期的にみても、第1次石油危機以前の40年から47年にかけては年率11.4%の伸びで増加していた（第3-1図、第3-2図）。石油危機直後は、49年に一時的に20%を超える伸びになるなどして、47年から52年にかけて年率15.6%と高い伸びとなった。しかし、53年以降はいずれの年も前年比が1桁台であり、52年から58年にかけて年率6.0%の伸びにとどまつている。特に58年は前年比3.2%増となつており、伸びが一段と鈍化した。勤労者世帯の実収入の9割以上は勤め先からの収入であり、以上のような実収入の動向は基本的には第1章でみたような賃金の動向を反映したものといえる。

つぎに、勤め先収入を、世帯主収入、妻の収入および他の世帯員収入に分けて伸び率を比較してみると、妻の収入は40年代、50年代を通じておおむね世帯主収入を上回る伸びを示している。特に、第1次石油危機をはさむ47～52年の間には、年率で22.2%と、世帯主収入の伸びを6ポイント以上も上回る伸びとなった。また、52年以降も伸び率は鈍化したとはいえ、なお年率で9%近くの伸びを続けており、実収入全体の伸びに対する寄与率はかえつて大きくなつている。一方、他の世帯員収入の伸び率は、40年代に世帯主収入の伸びをかなり下回つていた。最近では、なお世帯主収入の伸びを下回つているものの、その差は小さくなつている。これらの妻の収入や、他の世帯員収入の動向は、平均世帯人員の動向や、妻や他の世帯員の就業率の動向に関係するものとみられる。

第3-1図 実収入、消費者物価および実質実収入の推移

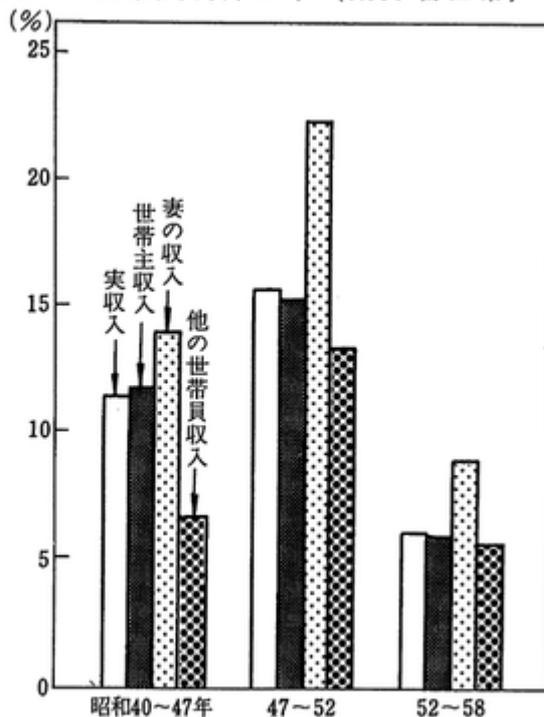
第3-1図 実収入、消費者物価および実質実収入の推移
(勤労者世帯、対前年増減率)



資料出所 総理府統計局「家計調査」,「消費者物価指数」
 (注) 1) 消費者物価は55年基準の全国総合である。
 2) 実質実収入は実収入を消費者物価指数で除したものである。

第3-2図 実収入の世帯員別伸び率

第3-2図 実収入の世帯員別伸び率 (勤労者世帯、年率増減率)



資料出所 総理府統計局「家計調査」

また、実質実収入の動きをみると、40~47年の間は、名目実収入が堅調に伸び消費者物価も比較的落ち着いていたため、年率5.7%で伸びたが、47~52年の間は、名目実収入が大きく伸びたものの消費者物価の上昇も

大きかつたため、年率2.4%の伸びにとどまった。52～58年の間は、消費者物価は落ち着いたものの名目実収入の伸びも低くなったため、実質実収入の伸びは年率で1.8%とさらに鈍化している。

(年齢別等でみた実収入の推移)

世帯主の年齢階級別の実収入をみると、40年代、50年代を通じてほぼ一貫して50～54歳層で最も多い(付属統計表第2-24表)。50～54歳層の実収入について、25～29歳層の実収入を100としてみると、40年代初めは160を超える水準であつたが、その後徐々に年齢間格差が縮小し、46年には151.7にまで低下した。47年以降は、格差は拡大傾向に転じ、51年には再び160を超え、その後はほぼ横ばいで推移している。

また、世帯主の勤め先の企業規模別にみると、世帯主収入は規模が大きくなるほど多い。1,000人以上規模を100として1～99人規模をみると、40年代初めは65前後であつたが、その後40年代を通じて規模間格差が縮小し、50年には70.2になった(付属統計表第2-25表)。50年代に入ると規模間格差は拡大傾向に転じ、58年には64.9となつている。100～999人規模についても似たような推移であり、1,000人以上規模を100としてみると、40年代初めは85前後であつたのが、49年には90.0まで格差が縮小し、その後は拡大に転じて58年には82.1となった。一方、妻の収入および他の世帯員収入については、世帯主の勤め先の企業規模999人以下の方が1,000人以上より多い。この結果、世帯主収入に妻や他の世帯員の収入なども加えた実収入全体を58年についてみると、1,000人以上規模を100として100～999人規模86.0、1～99人規模70.7と、世帯主収入のみよりも規模間格差が5ポイント程度小幅になつている。

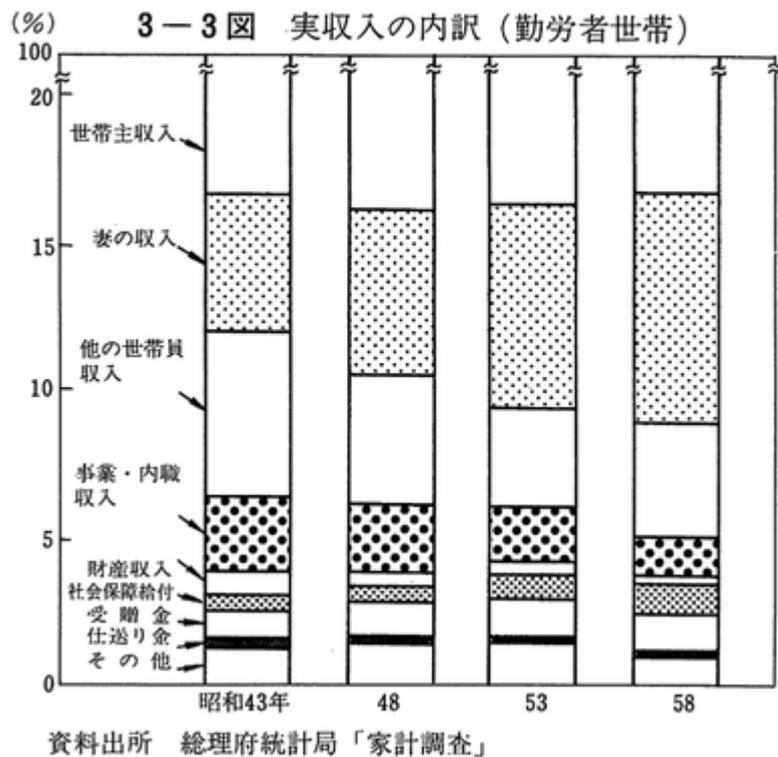
(実収入の構成比の推移)

勤労者世帯の実収入を、勤め先からの収入とそれ以外の収入に分けると、58年には勤め先収入が94.9%を占める。40年代からの推移をみると、勤め先収入以外の収入のうち内職収入の割合が減少してきたこともあつて、勤め先収入の割合がやや高まつてきてはいるが、大きな変動はない。勤め先収入を世帯主収入、妻の収入および他の世帯員収入に分けると、58年の実収入に対する割合は、世帯主収入が83.2%、妻の収入が7.9%、他の世帯員収入が3.8%となつている(第3-3図)。15年前の43年と比較すると、妻の収入の割合は4.7%から3.2ポイント高まり、他の世帯員収入は5.6%から1.8ポイントの低下となつている。また、世帯主収入の割合は、妻の収入の増加、他の世帯員収入の減少および勤め先収入以外の収入の若干の減少などが相殺した形で、大きな変動はない。なお、世帯主収入をさらに定期収入と臨時収入・賞与に分けると、58年には臨時収入・与の実収入に占める割合が18.3%となつている。臨時収入・与の割合は、40年代末に一時高まつたが、50年代に入つて低下に転じ、58年には40年代前半とほぼ同程度になった。

つぎに、妻の収入の実収入に対する割合を世帯主の年齢階級別にみると、45～49歳層で43年の5.6%から58年の9.7%まで4.1ポイント上昇し、同じ期間に50～54歳層で3.6%から9.4%まで5.8ポイント上昇するなど、40歳台後半および50歳台前半を中心に上昇が著しい(付属統計表第2-26表)。寄与度でみると、この15年間で妻の収入の割合が全体で3.2ポイント上昇したうち、半分の1.6ポイントは世帯主の年齢が40～54歳の層によるものである。これは、後で述べるように、中年層を中心とした家計の状態などを反映したものと考えられる。

また、他の世帯員収入の実収入に対する割合を世帯主の年齢階級別にみると、50～54歳層で43年の12.6%から58年の8.0%まで4.6ポイントの低下、55～59歳層で16.5%から11.2%まで5.3ポイントの低下など、50歳台以上層での低下が大きい。20歳台以下でも比較的低下幅が大きい。これらの年齢層における他の世帯員収入の割合の減少は、核家族化による世帯人員の減少や昭和20年代後半から30年代にかけての出生率の低下によるものとみられる。

第3-3図 実収入の内訳



第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(1) 勤労者家計の長期的動向

2) 支出等の動向

(非消費支出の推移)

58年には、勤労者世帯の実収入のうち、15.1%が税金、社会保障費等の非消費支出に向けられている。非消費支出の40年代からの推移をみると、40年から47年にかけては年率11.4%と、実収入の伸びとほぼ同じ増加率であつたが、第1次石油危機をはさむ47年から52年にかけては年率20.1%と実収入の伸びを大きく上回る伸びとなった。52年以降は、実収入の伸びが年率で6%程度に鈍化するなかで非消費支出は引き続き10%を超える高い伸びで推移しており、52年から58年までの伸び率は年率で12.9%となつている。この結果、実収入に占める非消費支出の割合は、40年代前半には8%台で推移していたのが、40年代末以降急上昇して、58年には上記のとおり、15.1%に至つた(第3-5図)。なお、非消費支出はそのほとんどが税金と社会保障費であるが、その内訳別の伸び率をみると、40年代から50年代初めにかけては社会保障費の伸び率が税金のそれをやや上回つていたのに対し、最近5年間は税金の伸び率の方がやや上回つている(付属統計表第2-27表)。実収入に対する割合をみると、43年から58年で、税金が4.5%から8.7%に、社会保障費が3.6%から6.3%にそれぞれ高まつている。

(可処分所得の推移)

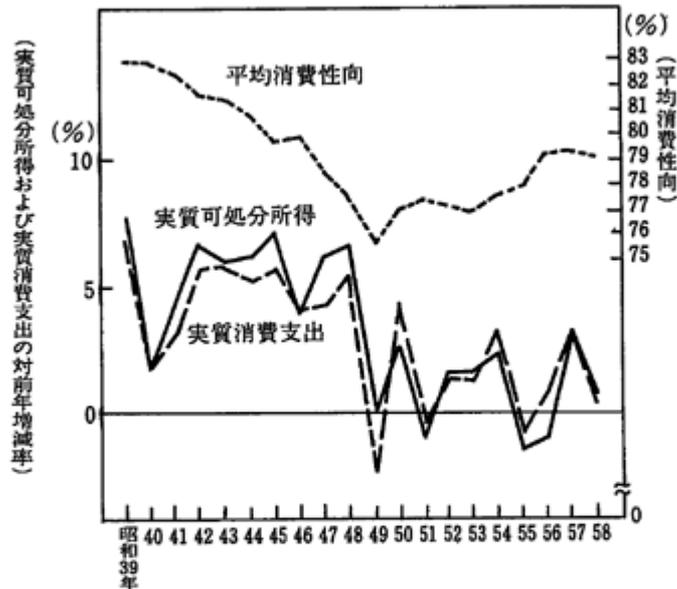
このように実収入の伸びの鈍化に加え非消費支出の割合が高まつたこともあり、実収入から非消費支出を差し引いた、家計が自由に処分できる可処分所得の伸びは、ひとところに比べて鈍化している。40年代からの推移をみると、40~47年は年率11.4%で伸びていて、47~52年は年率15.1%の伸びに高まつたものの、52~58年は年率5.0%の伸びにとどまつている。さらに、これを消費者物価の上昇率で割り引いた実質可処分所得は、40~47年は年率5.7%で伸びていたものの、47~52年は消費者物価の急騰もあつて、年率2.0%の伸びにまで落ちた。53年以降は実収入の伸びの鈍化に加え、非消費支出の伸びも引き続き比較的大きかつたため、実質可処分所得の伸びは52~58年で年率0.9%となつている。なお、実質可処分所得の伸びが最近鈍化したとはいつても、依然、前年比でおおむね増加を続けていること、また、非消費支出が増大しているとはいつても、後で触れるように、非消費支出も結局は生活の向上に役立つていることの2点は留意されるべきである。

(消費支出の推移)

可処分所得は消費支出に向けられ、残つたものは黒字となるが、うち消費支出の動きをみてみると、40~47年、47~52年、52~58年のそれぞれの期間におおの年率10.5%増、14.8%増、5.5%増となつていて、40年代には消費支出の伸びが可処分所得の伸びを下回つていた(第3-4図)。しかし、最近では可処分所得の伸びが鈍化したほどには消費支出の伸びが鈍化しなかつたため、消費支出の伸びはおおむね可処分所得の伸びを上回つている。この結果、消費支出の可処分所得に対する割合、いわゆる平均消費性向は、40年代前半の82%前後から徐々に低下して49年には75.7%にまでなつたものの、50年代に入つてからはやや上昇傾向に転じており、58年には79.1%となつている。

第3-4図 実質可処分所得、実質消費支出の伸び率および平均消費性向の推移

第3-4図 実質可処分所得、実質消費支出の伸び率および平均消費性向の推移（勤労者世帯）



資料出所 総理府統計局「家計調査」,「消費者物価指数」

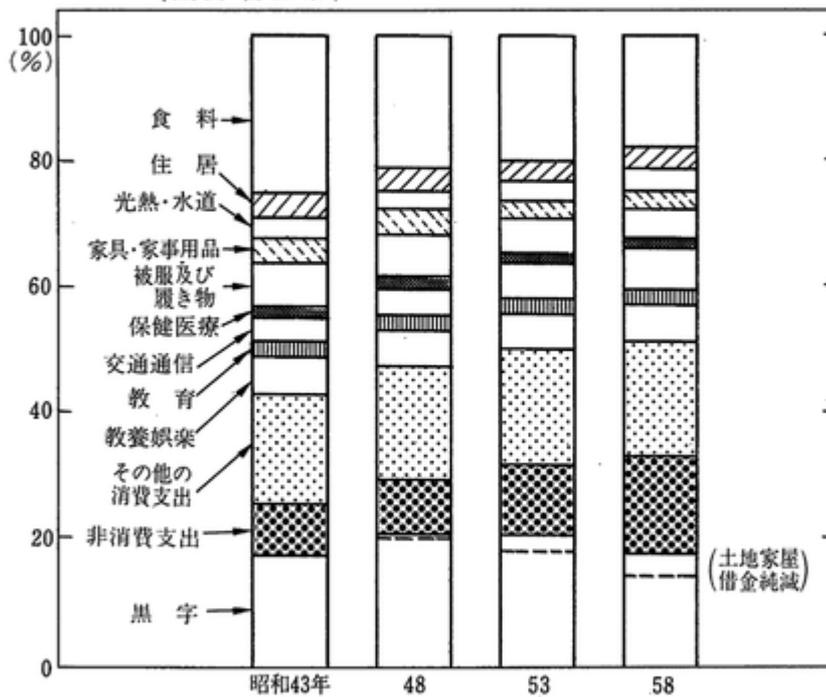
(注) 1) 実質可処分所得および実質消費支出は、可処分所得および消費支出を、それぞれ消費者物価指数（55年基準、全国総合）で除したものである。

$$2) \text{平均消費性向} = \frac{\text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \times 100$$

勤労者世帯における消費支出の内訳のこの15年間の推移をみると、食料は43年に消費支出全体の33.6%を占めていたのが、58年には26.5%にまで低下している(第3-5図)。そのほか、割合が低下した費目としては、被服及び履き物が9.5%から6.9%に、住居が5.3%から4.7%になどとなっている。また家具・家事用品は、5.0%から4.1%にまで低下しているが、これは主に家具・家事用品の価格上昇率が比較的小さかつたためであつて、55年価格で実質化した上での構成比は、この期間にかえつて上昇している。一方、割合の上昇した費目としては、交通通信が43年の5.0%から58年に9.5%と大幅に伸びたほか、光熱、水道が4.3%から5.8%に、統計分類上のその他の消費支出が23.5%から27.6%になどとなっている。その他の消費支出が増加したのは、こづかい(いわゆる「こづかい」のうち、用途が不明のため消費支出の他の各項目に計上することができない部分。以下同じ。)が増えたほか、交際費および仕送り金が増加したためである。また、教育は、40年代前半から後半にかけて、一時割合が低下して48年に2.5%になったあと、上昇に転じて、58年には3.8%となっている。49年以降の割合の上昇は、主に授業料、教科書代、補習教育などからなる教育の価格の上昇が比較的大きかつたためであり、55年価格に実質化した上でみれば、教育の割合は、50年代以降ほぼ一定である。そのほかの費目では、教養娯楽が40年代前半から後半にかけて割合が上昇して、その後は8.5%前後で推移しているし、保健医療は40年代からほぼ2.5%前後の一定割合で推移している。なお、保健医療については、55年価格に実質化した上での割合をみると、43年の1.7%から58年には2.4%にまで上昇している。

第3-5図 消費支出、非消費支出および黒字の実収入に対する割合

第3—5図 消費支出、非消費支出および黒字の実収入に対する割合
(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」

(黒字の推移)

一方、可処分所得に対する黒字の割合、いわゆる黒字率は、40年代前半には18%前後であつた。黒字率は、その後徐々に上昇して49年に24.3%にまでなつたものの、50年代に入つてからは平均消費性向の上昇の裏返しでやや低下傾向に転じており、58年には20.9%となつている。58年について黒字の内訳をみると、貯金、保険、有価証券からなる金融資産の純増が黒字全体の59.4%を占めており、ついで土地家屋借金純減、月賦純減など広い意味での借入金純減が26.6%となつている。この26.6%の大部分の20.5%は土地家屋借金純減である。黒字の内訳の40年代からの推移をみると、金融資産純増の割合は、40年代に7割前後で推移していたのが、50年代に入つて割合が低下し始め、最近では6割を下回つている。金融資産純増は、可処分所得に対する割合でも50年代に入つてから低下しており、先にみたような最近の黒字率の低下は、主に金融資産純増の圧縮による形となつている。一方、土地家屋借金純減の割合は、45年に1.7%にすぎなかつたのが急激に増加し、58年には2割を超えるまでになつた。土地家屋借金純減は、可処分所得に対する割合でも、黒字率全体が低下する中で急速に増加している。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(1) 勤労者家計の長期的動向

3) 貯蓄・負債の動向

以上では、勤労者の家計について、収入、支出といったフローの面からみてきたわけであるが、つぎにストックの面から、貯蓄と負債の動向をみることにする。

(貯蓄の状況)

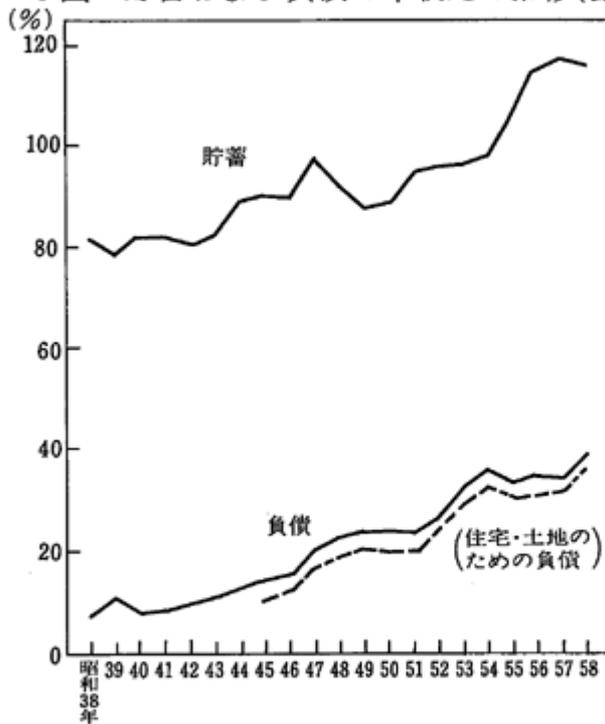
総理府統計局「貯蓄動向調査」によると、勤労者世帯の貯蓄は、58年には611万円、年収比116.1%となつている。年収比の推移を40年代からみると、40年代初めの80%前後から徐々に上昇して、47年には96.8%にまでなった。その後、名目収入が急上昇した40年代末に一時的に低下して、49年には87.6%にまでなったが、50年代に入つて再び上昇傾向となり、55年以降は100%を超えている(第3-6図)。

また、貯蓄の中味をみると、最近では高金利のものに比重が移つてきている。勤労者世帯の貯蓄の中味を通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券、生命保険に分けてみると、通貨性預貯金の割合は、40年代に15%前後で推移していたが、50年代に入つて低下してきており、48年の15.0%から58年には7.6%になつている(付属統計表第2-28表)。反対に、定期性預貯金の割合は、40年代から50年代を通じて一貫して上昇している。この10年間では、48年の38.4%から58年には48.8%となつている。一方、有価証券は、40年代から50年代初めにかけては、株式の減少により割合が低下したものの、最近では国債を中心に債券の保有が増加してきたため、低下が止まつている。生命保険は、50年代に入つてからやや上昇みで推移している。このような通貨性預貯金の減少と定期性預貯金および債券の増加などにみられる高金利貯蓄への移行の背景としては、家計の貯蓄が総体として大きくなったため、不時に備えて必要な流動性資産の割合が相対的に低下してきた中で、家計の金利選好が高まったことなどが考えられる。

世帯主の年齢別に貯蓄額をみると、60歳台前半まで年齢とともに貯蓄額が高まる。58年でみると、20歳台後半が289万円なのに対し、60歳台前半ではその4倍近くの1,146万円となつている(第3-7図、付属統計表第2-29表)。貯蓄額は、25~29歳から50~54歳までほぼ直線的に増加し、そして、55~59歳では、退職金などの影響もあつて、50~54歳に比べ300万円の大幅な増加をみせる。60歳台以降は貯蓄額の減少または増加幅の鈍化がみられる。また、年収比をみると、25~29歳から50~54歳までは、78.5%から118.0%まで徐々に高まつてくる。そして、55~59歳では貯蓄額が大幅に増加するため、60~64歳では収入が落ち込むため、年収比が急激に高まり、それぞれ161.0%、211.5%となる。なお、貯蓄額の年齢間格差の40年代からの推移をみると、40年代は60~64歳が25~29歳の3倍前後であつたのが、58年には上記のとおり約4倍となつており、格差は開いてきている。

第3-6図 貯蓄および負債の年収比の推移

第3-6図 貯蓄および負債の年収比の推移(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」
 (注) 各年12月31日現在の数値である。

最後に、最も重視する貯蓄目的を、貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(58年)によってみると、どの年齢層でも「病気や不時の災害の備えとして」をあげる者が3~4割と最も多いが、その次に回答の多い項目をみると、20歳台、30歳台では「土地、建物の買入れや新增改築、修理のため」が2~3割、40歳台では「こどもの教育費や結婚資金にあてるため」が3割弱、50歳台、60歳台では「老後の生活のため」が3割前後となつている(付属統計表第2-30表)。

(負債の状況)

勤労者世帯の負債は、58年には208万円、年収比39.5%となつている。

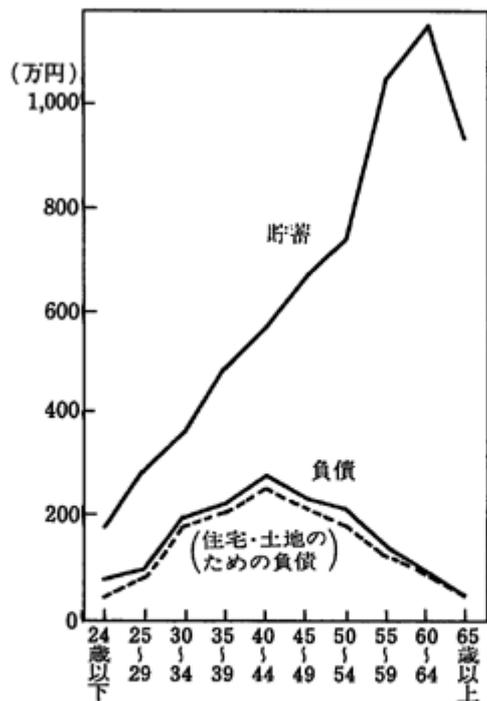
また、負債保有世帯の割合は、勤労者世帯全体の53.4%である。年収比の推移を40年代からみると、40年代初めの10%前後から一貫して上昇を続けている。年収比を住宅・地のための負債とそれ以外の負債に分けてみると、住宅土地のための負債の年収比は、45年の10.4%から58年には36.5%にまで高まったが、それ以外の負債の年収比はほぼ3~4%で大きな変化はない。このため、負債全体に占める住宅・土地のための負債の割合は徐々に高まつてきて、45年の76.6%から、58年には92.3%と、勤労者世帯の負債のほとんどを占めるようになった。

58年について世帯主の年齢別にみると、40~44歳での負債額が280万円と最も多く、20歳台、60歳台では100万円未満である。負債額全体に占める住宅・土地のための負債額の割合は、20歳台後半で86%とやや低いほかは、いずれの年齢層でも9割を超えている。また、負債保有世帯の割合は、40~44歳がピークで61.1%となつているが、20歳台から50歳台までのどの年齢層でも5割前後ある。しかし、負債の内訳をみると、40歳台以上では負債保有世帯の7割以上が土地、住宅のための負債保有世帯であるのに対し、30歳台前半以下の年齢層では、負債保有世帯のうち住宅・土地のための負債保有世帯は5割未満である。かわつて、これらの若い層では、月賦・年賦などを保有している世帯が多い。

勤労者世帯の貯蓄額と負債額を比較すると、58年には18.8%の世帯で負債の方が貯蓄を上回つている。負債が貯蓄より大きい世帯の割合を年齢別にみると40~44歳層が最も高く25.1%となつている。

第3-7図 世帯主の年齢階級別貯蓄および負債の現在高

第3-7図 世帯主の年齢階級別貯蓄および負債の現在高(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」(58年)
(注) 58年12月31日現在の数値である。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(2) ライフサイクルからみた勤労者家計の動向

1) 年齢と実収入

(実収入の年齢変化)

勤労者世帯の実収入は、先にみたように、世帯主の年齢が50～54歳のときにピークとなる。58年についてこれをもう少し詳しくみると、男子の平均的な結婚年齢である25～29歳では月間約30万円であるが、ピークの50～54歳では約50万円となっており、この間は年齢階級が5歳上がるごとに約4万円の割合でほぼ直線的に増加する(第3-8図)。50歳台後半以降は実収入が減少する。減少幅をみると、50～54歳から55～59歳に移るときは約2万円であるが、60～64歳に移るときは約16万円の大幅な減少となつている。さらに、60～64歳から65歳以上層に移るときは約5万円の減少となり、この結果、65歳以上層では25～29歳層とほぼ同じ30万円程度になる。

(実収入の分散)

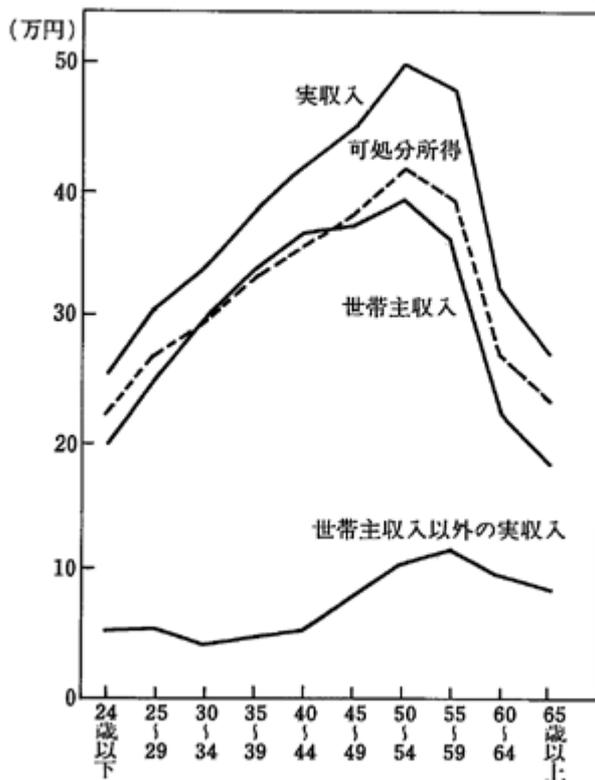
実収入については、平均額でみた傾向のほかには散らばり具合にも年齢別の特徴がみられる。総理府統計局「全国消費実態調査」(54年)により、勤労者世帯の年間収入の四分位分散係数を世帯主の年齢階級別にみると、20歳台以下では0.229となり、すなわちこの年齢層では半数程度の世帯が平均収入の上下23%の範囲の収入を得ているとみられるのに対し、60歳台以上では0.370となり、すなわち世帯の半数が入るのは上下37%程度と幅が広がっている(付属統計表第2-31表)。このように、実収入のちらばりは、年齢とともに拡大する。なお、年齢が高まるにしたがい無業者世帯や自営業者世帯が増えるなど全世帯に占める勤労者世帯の割合が低くなることを考慮して、全世帯について年間収入の四分位分散係数をみると、20歳台以下では、0.237と、勤労者世帯だけの場合と同程度であるが、60歳台以上では0.503と、かなり大きくなっている。

(世帯員別にみた実収入の年齢変化)

さて、世帯主が50～54歳になるまでは勤労者世帯の実収入がほぼ直線的に増加することは上にみたとおりであるが、実収入の内訳を世帯員別に追ってみると、一様ではない。これを58年についてみてみよう。

第3-8図 世帯主の年齢階級別実収入の内訳

第3-8図 世帯主の年齢階級別実収入の内訳(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」(58年)

まず、年齢計で実収入全体の8割以上を占める世帯主収入についてみると、25～29歳から30～34歳になるときに4万8,000円の増加となり、以下5歳階級ごとに3万7,000円、2万9,000円、6,000円とそれぞれ増加し、最後に45～49歳から50～54歳になるときに2万1,000円の増加となつている。50～54歳になるときの増加幅にやばらつきがみられるほかは、おおむね年齢とともに増加の程度が緩やかになつている(第3-8図)。50歳台後半以降は、世帯主収入は減少しており、特に55～59歳から60～64歳に移るときの減少が大きい。

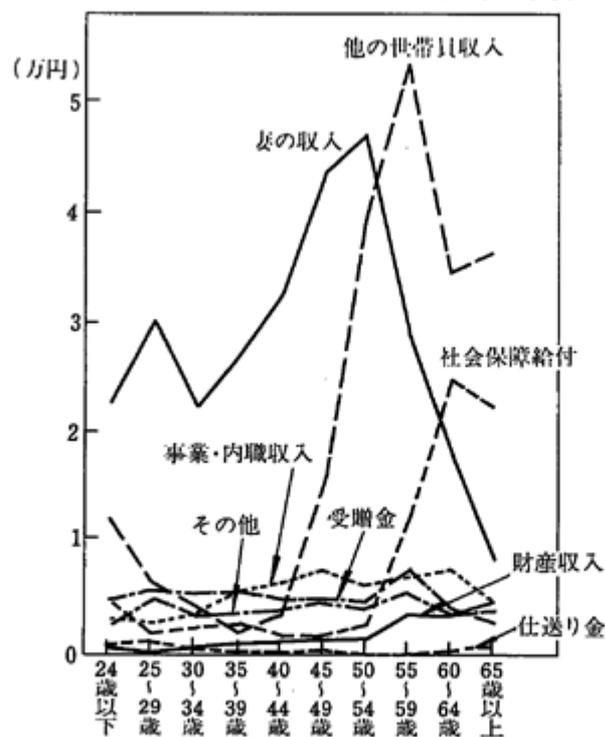
一方、妻の収入は、世帯主が30～34歳のときが底となつて、その後50～54歳まで年齢とともに増加する(第3-9図)。特に40～44歳から45～49歳に移るときはかなり大幅な増加となる。妻の収入は、世帯主が50～54歳でピークとなった後、50歳台後半以降は年齢とともに低下する。このような妻の収入カーブは、妻の就業率の変化によるものである。総理府統計局「労働力調査」(58年)により雇用者世帯の女子就業率をみると、20歳台前半では7割近くであるが、結婚・子育て期の20歳台後半および30歳台前半には4割にまで落ち込み、その後上昇して40歳台から50歳台前半には6割近くにまでなる。

つぎに、他の世帯員収入は、世帯主が40歳台以降、55～59歳になるまで増加を続ける。特に子どもが学校を卒業する時期に当たると考えられる50～54歳では、5歳下の45～49歳から2万円以上の大きな増加となつている。60歳台以上になると、独立する子どもが増えるため、他の世帯員収入は減少に転ずる。

実収入の年齢変化を最近の5年間でならしてみると、世帯主が20歳台後半から50歳台前半まで、年齢が5歳上がるにしたがつて約10%ずつ増加し、その後は減少に転ずる。この変化を世帯主収入、妻の収入、他の世帯員収入に分けて寄与度をみると、30歳台後半までは、実収入の増加のほとんどが世帯主収入の増加によるものである(付属統計表第2-32表)。40～44歳になるときは、実収入が8.6%増加するうちの世帯主収入の寄与度が6.0%と、約7割に低下し、この分を妻の収入の増加で補う形となる。45～49歳になるときは、世帯主収入の寄与は半分以下に落ちて、妻の収入と他の世帯員収入の寄与がそれぞれ4分の1ずつとなる。さらに、50～54歳になるときは、実収入の増加7.8%のうち7割の5.4%は他の世帯員収入の寄与となる。このように、世帯主収入の伸びが40歳台以降鈍化する中で、40歳台前半および後半においては妻の収入が、40歳台後半および50歳台においては他の世帯員収入が、これを補う形で家計の実収入を支えている。

第3-9図 世帯主の年齢階級別世帯主収入以外の実収入の内訳

第3-9図 世帯主の年齢階級別世帯主収入以外の実収入の内訳(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」(58年)

この結果、実収入の内訳別構成比は、年齢とともに変化する。58年についてみると、実収入全体に占める世帯主収入の割合は、30～34歳の87.8%から徐々に低下し、50～54歳で78.7%となり、その後も低下を続ける。こうした中で、妻の収入の割合は、30～34歳の6.6%を底に年齢とともに高まり、40歳台後半から50歳台前半がピークとなつて9%を超えるが、50歳台後半以降は再び低下する。また、他の世帯員収入は、30歳台後半を底に割合が高まり始め、50歳台後半以降は10%を超える。なお、50歳台後半以降は、主に社会保障給付の増加により、勤め先収入以外の収入の割合も高まつてくる。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(2) ライフサイクルからみた勤労者家計の動向

2) 可処分所得と支出

実収入のうち非消費支出の割合を世帯主の年齢別にみると、収入の比較的少ない20歳台や60歳台後半以降は12%前後であるが、収入の多い50歳台では17%程度となつている。しかし、可処分所得は、実収入と同じく50～54歳でピークとなる(第3-8図)。可処分所得の年齢変化を最近4年間でならしてみると、20歳台後半から50歳台前半までは、35～39歳になるときやや増加幅が大きくなるのを除き、年齢階級が5歳上がるごとにおおむね8%前後の割合で伸びる。50歳台後半以降は減少に転じ、特に50歳台後半から60歳台前半に移るときは25%の大幅な低下となる。

(可処分所得と支出等の年齢変化)

このような年齢変化にともなう可処分所得の増減は、どの項目の支出等の増減分になつたのであろうか。以下、これについてみる。まず、20歳台から40歳台前半までの各年齢層では、いずれも食料費の増加分が最も大きく、可処分所得全体の増加の3割程度を占めているものの、年齢ごとの特徴もみられる(第3-11図、第3-12図)。

20歳台後半から30歳台前半に移るときは、食料費について教育費および土地家屋借金純減が大きい。そして、30歳台後半に移るときは、土地家屋借金純減がさらに大きくなる一方、教養娯楽や金融資産純増に回される分にも大きな増加がみられる。この年齢層では、持家を新たに取得する世帯の割合が最も高くなるので、これが土地家屋借金純減の大幅な伸びにつながっているものとみられる。

なお、土地家屋借金純減は、30歳台後半で急増したあと、なお緩やかに増加を続け、40歳台後半がピークとなる。

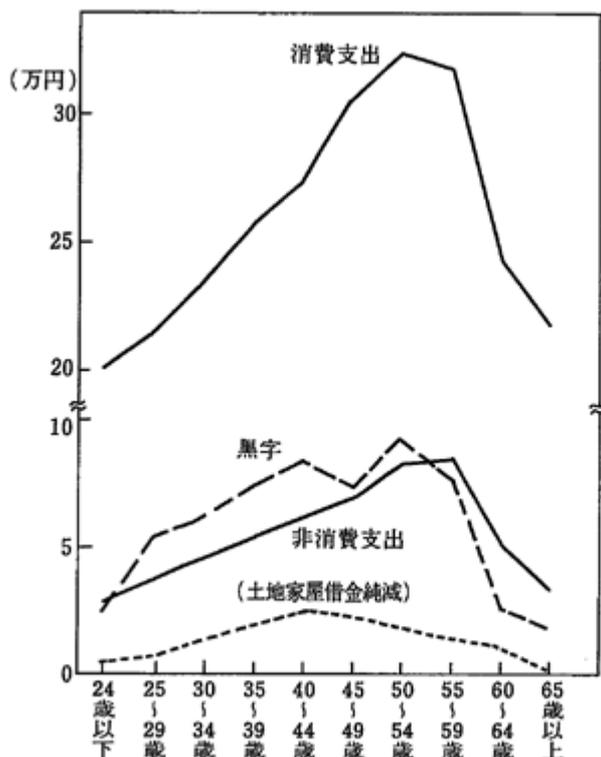
30歳台後半から40歳台前半に移るときは、食料費の増加幅がやや小さくなる一方、教育費の増加が再び大きくなる。なお、食料費は、ほぼ世帯人員の変化にともなつた動きをしており、この40歳台前半で平均世帯人員が最も多くなるのと同時に食料費もピークとなる。

40歳台後半以降は、食料費が減少に向かうものの、可処分所得は50歳台前半まで増加を続ける。

40歳台前半から後半に移るときは、可処分所得の増加は8.5%であるが、このうち2.6%が仕送り金に、2.1%が教育にそれぞれ向けられる。仕送り金の多くは遊学中の子どもに対するものである。そこで教育費に遊学仕送り金など教育関連の費用も加えた教育関係費全体でみると、寄与度は4.3%であつて、可処分所得の増加の約半分を占める。なお、教育関係費は、この40歳台後半がピークである。

つぎに、50歳台前半に移るときは、教育費が減少するものの、仕送り金が引き続き大幅な伸びを続け、交際費、こづかいの伸びも大きい。また、この年齢層では、消費支出のほかに金融資産純増にも可処分所得の増加の多くが向けられている。

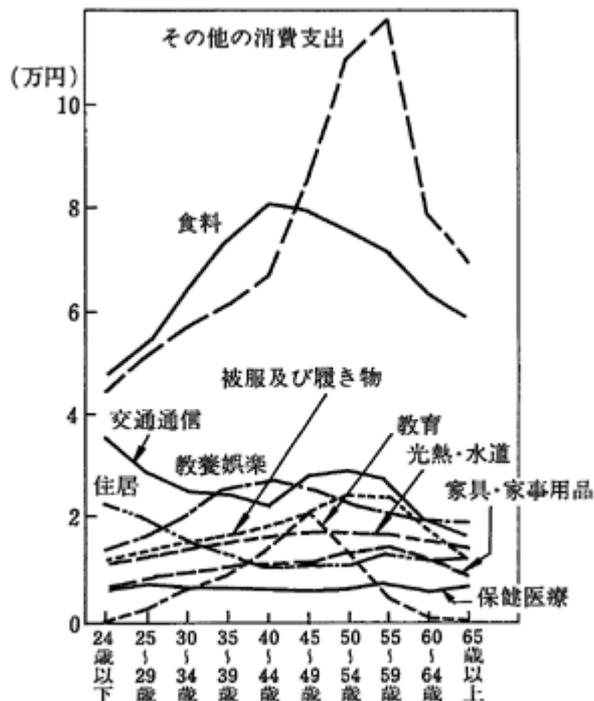
第3-10図 世帯主の年齢階級別支出と黒字(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」(58年)
 (注) 土地家屋借金純減は黒字の内数である。

第3-11図 世帯主の年齢階級別消費支出の内訳

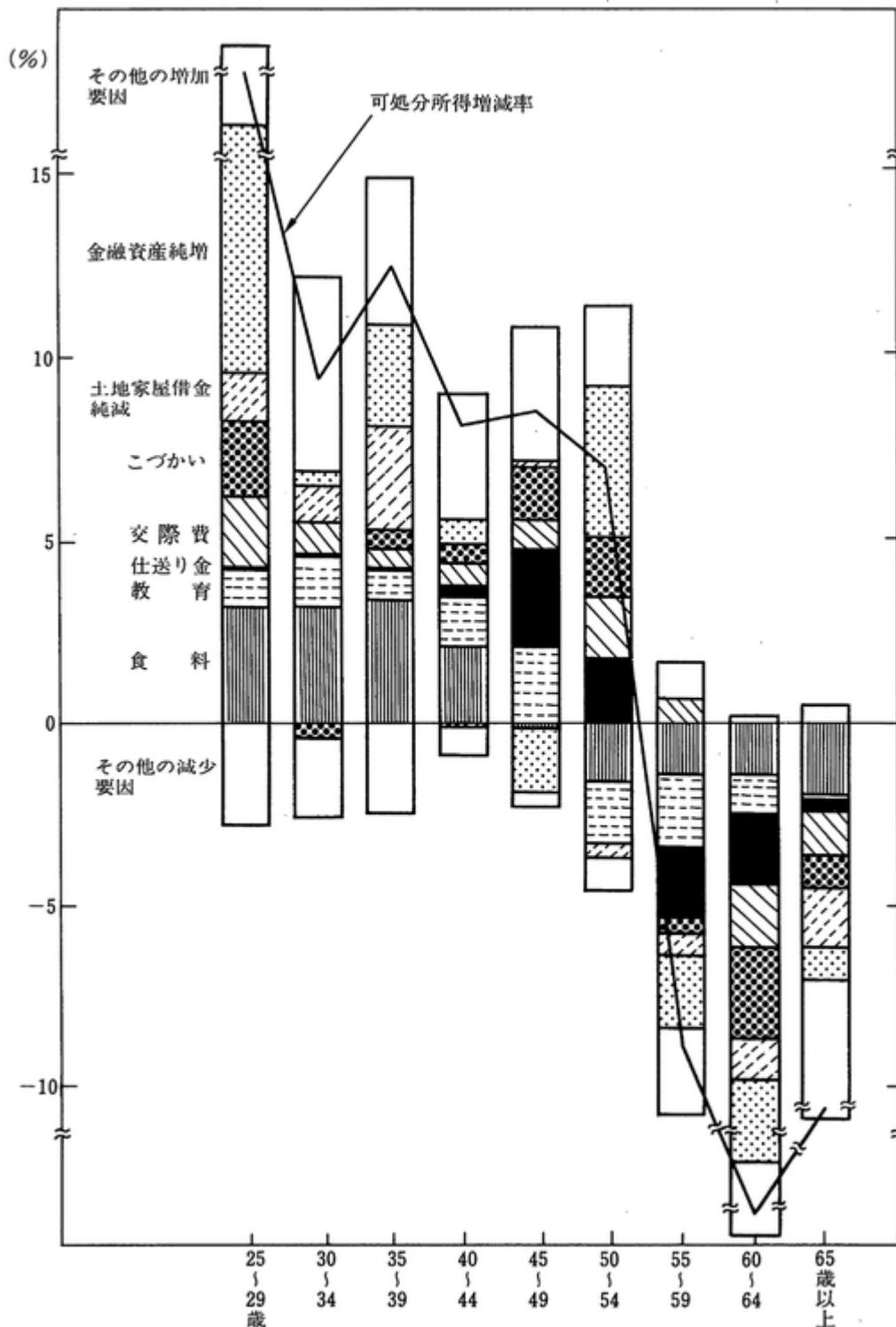
第3-11図 世帯主の年齢階級別消費支出の内訳(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」(58年)
 (注) 「その他の消費支出」には諸雑費、交際費、こづかい、仕送り金などが含まれる。

第3-12図 可処分処得の年齢変化に対する費目別寄与度

第3-12図 可処分処得の年齢変化に対する費目別寄与度（勤労者世帯）
（5歳下の年齢階級からの増減率，55～58年平均）



資料出所 総理府統計局「家計調査」

50歳台後半以上では、ほとんどの費目が減少する。しかし、こうした中で50歳台後半では交際費が、60歳台前半では住居費が、65歳以上では住居費および保健医療費が若干増加する。住居費は、40歳台前半までは家賃、地代の減少により減少するが、40歳台後半から50歳台後半にかけては家賃・地代が減少を続けるものの設備修繕・維持費の増加があるため、住居費全体としてはほぼ横ばいで推移する。しかし、60歳台以降は、家

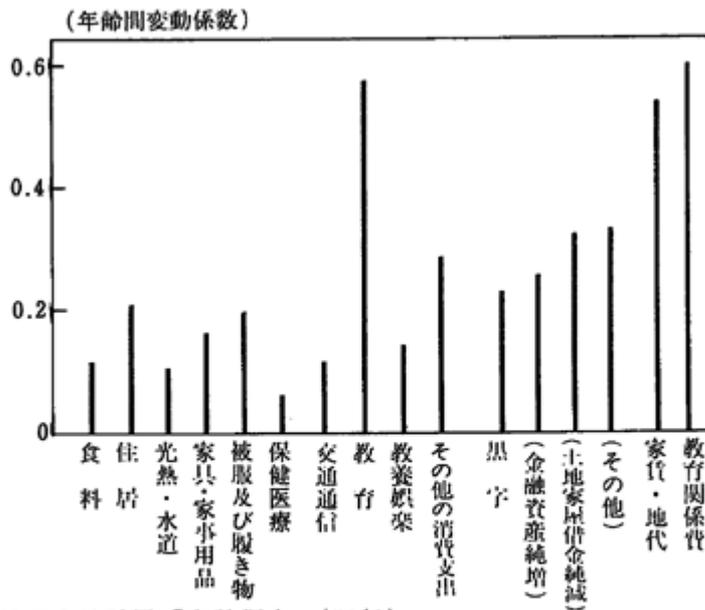
賃・地代がやや増加に転ずるため、住居費は若干高まる。なお、住居費に土地家屋借金純減を加えた広い意味での住居関連費をみると、30歳台後半でかなり大幅な増加となり、あとは年齢とともに緩やかに減少していく。

このように、年齢別に収入に対する支出の動きをみると、食料費、教育費などに大きく左右されるが、これは世帯人員や子どもの成長段階などに応じた動きであるといえよう。また、黒字についても、定義上は可処分所得から消費支出を差し引いたものであるが、単に両者の差として自動的に定まっているわけではなく、土地家屋借金純減が40歳台後半でピークになることにもみられるように、ライフステージに対応して伸縮を余儀なくされている側面がある。このような意味で、個々の家計収支には、ライフサイクルに応じた必然的な動きがみられる。

勤労者家計の支出等の費目のうち、どのようなものがライフステージに強く左右されるかをみるため、費目別に年齢間変動係数を比較してみると、教育関係費が0.60と最も大きく、ついで家賃・地代および土地家屋借金純減がそれぞれ0.53、0.32と住居関連費目が比較的大きい(第3-13図)。残りの費目はほぼ0.2かそれ以下である。また、世帯自身の意識を厚生省「国民生活実態調査」(57年)によりみてみると、これもライフステージに応じた特徴がみられる。今後生活が「苦しくなる」と考える世帯についてその理由をみると、世帯主が20歳台以下の場合には扶養人員の増を理由にあげる世帯が最も多いが、この割合は30歳台以降急速に低下する(第3-14図)。かわつて30歳台および40歳台では教育費の増をあげる世帯が圧倒的に多く、ついで稼働所得の減、住居の購入・改築と続く。住居の購入・改築をあげる世帯の割合は、30歳台がピークである。50歳台になると、稼働所得の減をあげる世帯が最も多く、ついで世帯員の結婚があげられる。世帯員の結婚は、50歳台がピークである。60歳台では、稼働所得の減が引き続き最も多く、ついで医療費の増、貯蓄の減などとなる。

第3-13図 消費支出等の内訳別年齢間変動係数

第3-13図 消費支出等の内訳別年齢間変動係数(勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」(58年)

(注) 算出は次式による。

$$\text{年齢間変動係数} = \frac{1}{\bar{x}} \sqrt{\frac{\sum_i W_i (x_i - \bar{x})^2}{\sum_i W_i}}$$

ただし、 x_i : 支出金額(年齢別) W_i : 抽出率調整済世帯数(年齢別)
 \bar{x} : 年齢平均支出金額

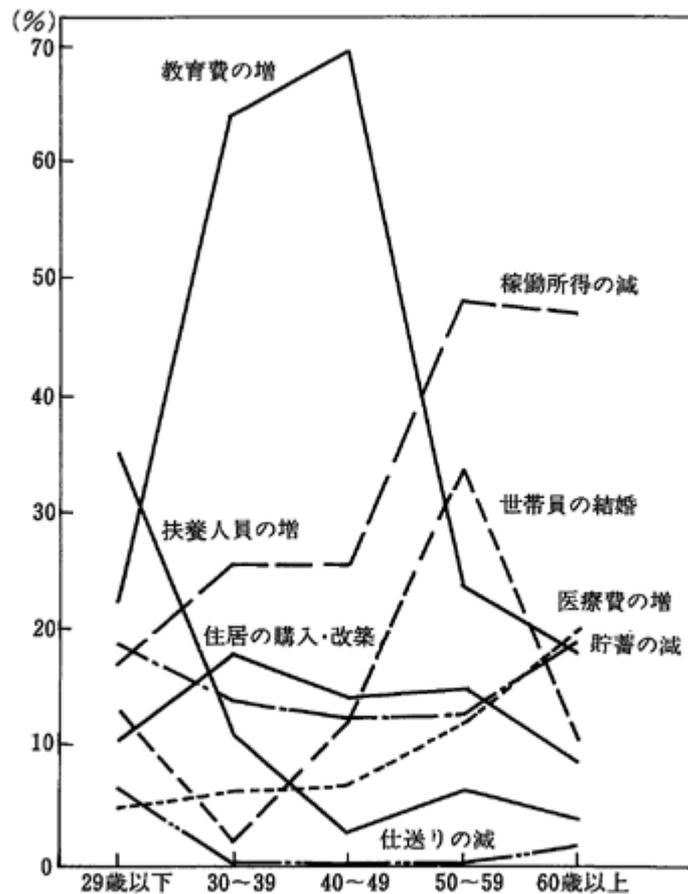
(コーホートでみた家計の変化)

年齢を5歳階級でくぎつて、世帯主の可処分所得とその世帯全体の消費支出が、5年前にその世帯が属した、現在より5歳下の年齢階級と比較してどのように変化したか、すなわちコーホート(ある特定の期間に生まれた人達を一つのグループとしてとらえたもの。以下では、年齢を5歳ごとに区切つたグループを一つのコーホートとして考える。)による変化をみてる。40年代においては、50歳台後半以降の層で世帯主可処分所得の増加が消費支出の増加をまかなえなかつた年もみられるが、それ以外の年齢層では、世帯主可処分所得の増加が消費支出の増加を上回つていた(第3-15図)。

ところが、50年代に入ると、40歳台後半層では52年より、50歳台前半層では54年より、それぞれ世帯主可処分所得の増加が消費支出の増加を下回る現象がみられるようになった。例えば、57年について40歳台後半層をみると、過去5年間に世帯主可処分所得は年率6.6%で伸びたが、この間の消費支出の伸びをまかなうためには年率7.0%で伸びる必要があつた。

第3-14図 今後「苦しくなる」理由別世帯構成比

第3-14図 今後「苦しくなる」理由別世帯構成比



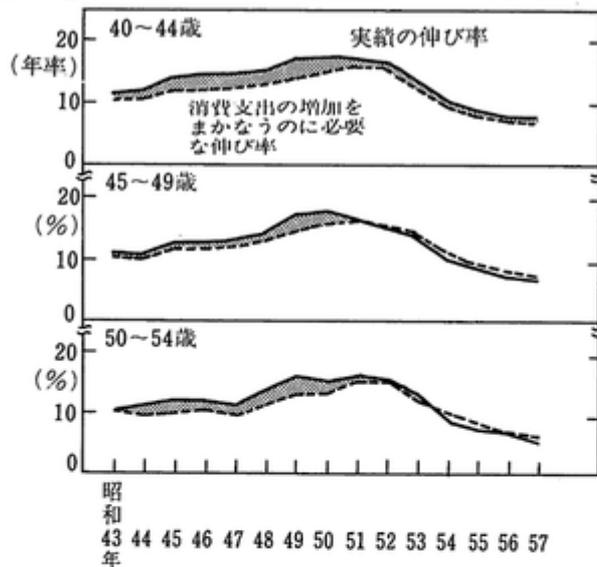
資料出所 厚生省「国民生活実態調査」(57年)

(注) 世帯主の年齢階級別に今後「苦しくなる」と回答した世帯を100とした割合である。

この40歳台後半は、先にみたように教育関係費の負担が最も大きくなり、土地家屋借金がまだ大きい一方、教養娯楽関係費への支出が減少し、金融資産純増額が少なくなる層である。したがつて、この年齢層での消費支出の増加が主にライフサイクルにともなう生計費の増加によるものであり、これに世帯主可処分所得の増加が追いつかなかつたのが上記のような現象であるといえよう。

第3-15図 コーホートでみた世帯主可処分所得の実績伸び率と、消費支出の増加をまかなうのに必要な伸び

第3-15図 コーホートでみた世帯主可処分所得の実績伸び率と、消費支出の増加をまかなうのに必要な伸び率（勤労者世帯）



資料出所 総理府統計局「家計調査」から労働省労働経済課で推計

(注) 1) 世帯主可処分所得の伸び率

$$= \left(\left(\frac{\text{当該年・年齢階級の世帯主可処分所得}}{\text{コーホートによる5年前の世帯主可処分所得}} \right)^{\frac{1}{5}} - 1 \right) \times 100$$

ただし、世帯主可処分所得は、世帯主収入から世帯主非消費支出を差し引いて推計した。ここで世帯主非消費支出は「家計調査」の年間収入階級別の表から下式により加重回帰で各年についてa, bを推計した上で、xに年齢階級別世帯主収入を代入して求めた。

$$\frac{y}{x} = ax + b \quad x: \text{經常収入} \quad y: \text{非消費支出 (相関係数は年によって異なるが 0.99前後)}$$

2) 消費支出の増加をまかなうのに必要な伸び率

$$= \left(\left(\frac{\text{当該年・年齢階級の消費支出} - \text{コーホートによる5年前の消費支出}}{\text{コーホートによる5年前の世帯主可処分所得}} + 1 \right)^{\frac{1}{5}} - 1 \right) \times 100$$

このように、最近では勤労者世帯が40歳台前半から後半に移る時期に、経済的に以前より苦しくなっていると考えられる。このような場合、世帯主収入の不足分は妻の収入等によってまかなわれる。この点について「全国消費実態調査」(54年)でみると、世帯主が40歳台の中年層の勤労者世帯の妻の収入は、世帯主勤め先収入の月額が50万円以上で4,000円、30~35万円では2万2,000円、15~20万円では3万9,000円などとなっており、世帯主勤め先収入が15万円以上の階層では世帯主収入が小さいほど妻の収入が大きくなっている。

また、同じく57年について50歳台前半層をしてみると、過去5年間に世帯主可処分所得は年率5.2%で伸びたが、この間の消費支出の伸びをまかなうためには年率6.1%で伸びる必要があった。

しかし、50歳台前半層では、40歳台後半層に比べるとやや状況が異なっている。40歳台後半層では金融資産純増額が少なくなったが、50歳台前半層では逆に増加している。

したがって、この層での世帯主可処分所得の伸びと世帯の消費支出の伸びの逆転化が、この層の日常生活の余裕度を低めていると直ちに断定することはできない。しかしながら、「貯蓄に関する世論調査」によって最も重点をおいている貯蓄目的をみると、50歳台になって「老後生活のため」とするものが大幅に増加しており、この50歳台前半の時期における金融資産の積増しは、これらの世帯が来るべき職場生活からの引退ないしは定年後の再就職にともなう世帯主所得の低下に備えての重要な準備であると考えられるべきである。勤労者のライフサイクルという視点からみた場合には、50歳台前半層での世帯主所得と消費支出の伸

びの動向にも注目する必要がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(2) ライフサイクルからみた勤労者家計の動向

3) ライフサイクルと消費支出等

以上みてきたように、勤労者世帯の支出には、ライフサイクルに密接に対応して動くものが多いが、ここでは、そのうちでも年齢別に特徴の強く出ている住宅費、教育費および世帯員の結婚費用についてももう少し詳しくみてみることにする。

また、勤労者にとって負担の大きい転勤についてもみることにする。

(住宅費)

家賃・地代、土地家屋借金返済など住宅関係費の支出が世帯主の年齢とともに大きく変動することは上にみたとおりであるが、これはライフステージによる居住形態の変化を反映したものである。「全国消費実態調査」(54年)により、勤労者世帯を借家・借間世帯、住宅ローンのある持家世帯、住宅ローンのない持家世帯の3つに区分してその構成比をみると、借家・借間世帯の割合は20歳台の7割から60歳台以上の2割まで年齢とともに低下し、一方、住宅ローンのない持家世帯の割合は20歳台の2割弱から60歳台以上の6割強まで年齢とともに上昇する(付属統計表第2-33表)。また、住宅ローンのある持家世帯の割合は40歳台の4割をピークとする山形のカーブを描く。

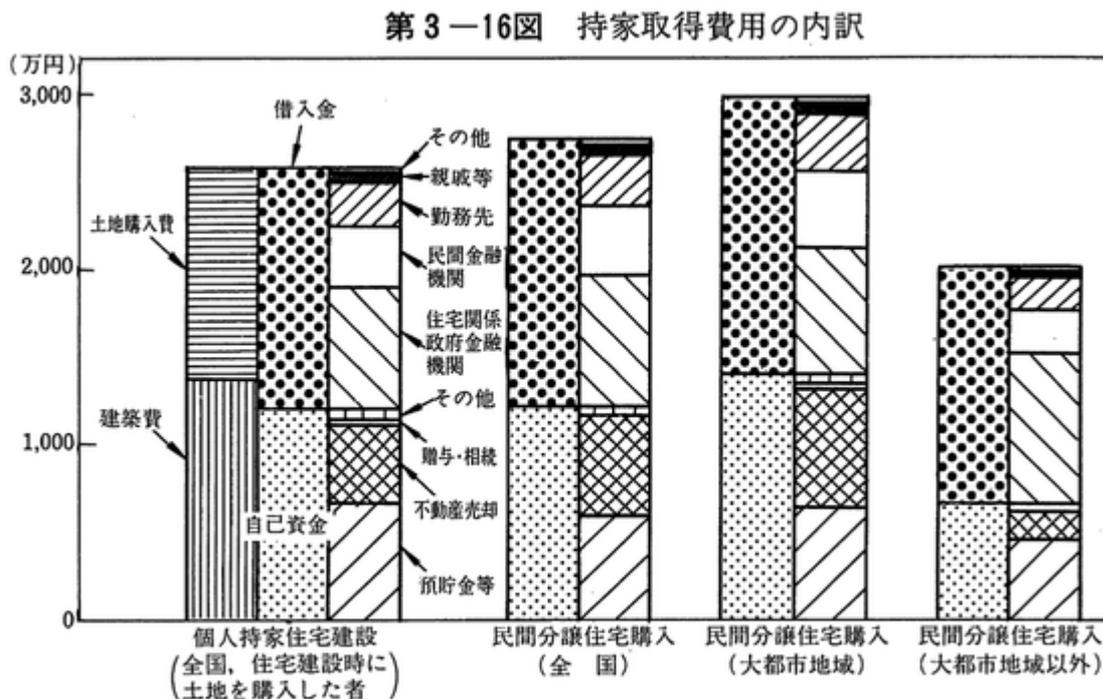
住宅を建設または購入したときの費用については、勤労者のみを調査対象としているわけではないが、建設省「民間住宅建設資金実態調査」によれば、56年で、持家住宅の建設に2,600万円(56年土地購入)、分譲住宅の購入に2,700万円となっている(第3-16図)。持家住宅建設の場合の費用の内訳をみると、土地の購入に1,200万円、家屋の建築に1,400万円である。資金の調達方法は、持家住宅建設も民間分譲住宅購入もほぼ同じであるが、民間分譲住宅購入の場合についてみると、自己資金が1,200万円、借入金が1,500万円となっている。自己資金のうち、590万円は預貯金であるが、不動産売却によるものも560万円ある。一方、借入金は、750万円が住宅金融公庫など住宅関係政府金融機関からのものであり、そのほか民間金融機関から400万円、勤務先から300万円などとなっている。借入金の内訳の推移をみると、住宅関係政府金融機関からのものが51年の14.7%から56年には27.3%にまで高まったのに対し、民間金融機関からのものは、5年間で28.0%から14.5%に低下した。

持家の取得時を境にして、家計の支出等は大きく変化する。「全国消費実態調査」(54年)によると、住宅・土地の取得計画のない世帯の黒字が可処分所得の8.1%であるのに対し、5年以上先に計画のある世帯で9.9%、3~5年先に計画のある世帯で13.8%、3年以内の世帯で16.5%と、取得時期が近づくにつれて黒字率が大きくなる(付属統計表第2-34表)。また、これに対応して妻の収入等も変化する。実収入に占める妻および他の世帯員の収入の割合は、住宅・土地の取得計画のない世帯で7.7%、5年以上先に計画のある世帯で8.2%、3~5年で9.0%、3年以内で9.9%と、取得時期が近づくにつれて高まっている。

一方、持家取得直後の返済負担率(返済金/実収入)は、おおむね20%となっている。また、その後においては収入の伸びによって負担がかなり異なる。いま、40歳で持家を取得して、当初の返済負担率が20%の均等割返済とする場合の返済負担率の推移を推計してみると、40年に持家を取得した場合は、6年後には10%を下回り民営借家の家賃負担とほぼ同程度になり、15年後以降は3%程度にまで下がる(第3-17図)。ところが55年に取得した場合は、59年以降年率7%で平均収入が伸びたとしても返済負担率が10%を下回るまで10年を要し、また59年以降の平均収入の伸びが年率3%であれば、60歳になっても10%を超える負担が続くことになる。「家計調査」によると、勤労者世帯の土地家屋借金返済額の可処分所得に対する比率は、45年の

1.2%から58年には5.0%にまで高まった。一方、この間、土地家屋のための借入金は1%前後で推移しており特に増えているわけではないので、最近における土地家屋借金の負担率の上昇は、収入の伸びの鈍化により個々の家計の持家取得後における負担率の低下の速度が相対的に遅くなってきたことによる影響もあるものとみられる。

第3-16図 持家取得費用の内訳

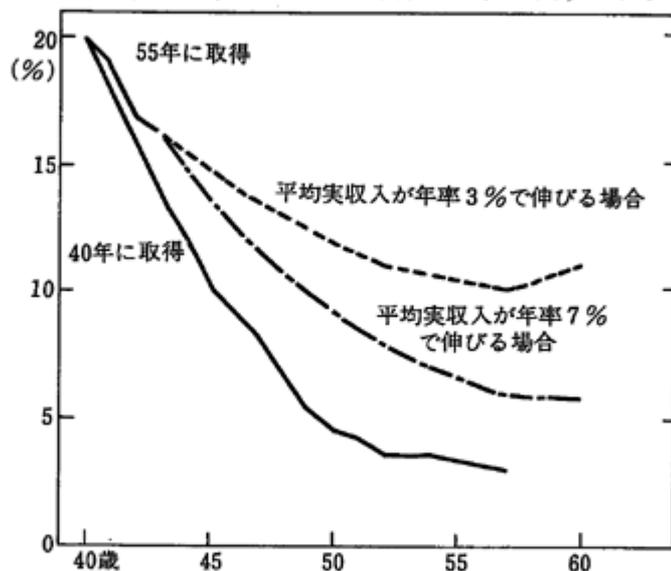


資料出所 建設省「民間住宅建設資金実態調査」(57年度)
 (注) 56年に住宅を建築または購入した者が調査対象である。

なお、持家取得にかかる負担は、地域による開きが大きい。56年の民間分譲住宅購入費を「民間住宅建設資金実態調査」によってみると、大都市地域では3,000万円であるのに対し、その他の地域で2,000万円となっている(第3-16図)。これを自己資金と借入金に分けてみると、借入金では大都市地域1,600万円、その他の地域1,400万円とあまり差がないのに対し、自己資金は大都市地域1,400万円、その他の地域700万円と差が大きい。

第3-17図 モデルケースによる住宅ローンの返済負担率の推移

第3-17図 モデルケースによる住宅ローンの返済負担率の推移
(40歳で持家取得, 当初の返済負担率20%, 均等返済の場合)



資料出所 総理府統計局「家計調査」から労働省労働経済課で試算

(注) 返済負担率 = $\frac{\text{当初返済負担率 (20\%)}}{\text{40歳から各歳までのコーホートによる実収入変化率}}$

ただし、59年以降の年齢別実収入は、58年の年齢別実収入がそれぞれ年率3%または7%で上昇していくものとして計算した。

以上のような家計にとっての住宅費の負担の軽減を図るため、財形貯蓄等による取得計画段階での貯蓄の奨励、公的ローン等による返済初期段階を中心とした援助等を行うとともに、良質低廉な賃貸住宅の供給が今後とも必要と考えられる。

(教育費)

教育関係費の年齢変化は、もちろん子どもの就学状況を反映したものである。世帯主の年齢別に子どものいる世帯の割合をみると、30~34歳では、小学校入学前である5歳以下の子どもがいる世帯の割合が80%とピークに達する。続いて35~39歳では小学生の年代である6~11歳の子どもがいる世帯が69%、40~44歳では中学、高校生の年代である12~17歳の子どもがいる世帯が53.2%とそれぞれピークになる。各年代の子どものうち、学校に通う者の割合をみると、幼稚園には小学校入学前の子ども(5歳児)の6割が通っており、小学校、中学校へはほとんど全員が、高等学校へは9割以上が通っている。そして、大学、短大等に行っている者は3~4割である(付属統計表第2-35表)。なお、私立と国公立に分けてみると、私立の学校に通う者の割合は、幼稚園で7割強、高等学校で3割弱、大学、短大で8割弱となっている。また、小学校、中学校では、ほとんどが公立である。

学校の種類別に、1年間に支出された教育費を文部省「保護者が支出した教育費調査」(57年度)によってみると、公立の学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の順に、それぞれ15万4,000円、16万円、19万5,000円、25万3,000円となっており、小・中学校においては授業料や教科書が無償であることもあって高等学校での費用が大きい(第3-18図)。教育費の内訳を授業料、教科書などの学校教育費と、けいこごと、家庭教師、学習塾などの家庭教育費、および学校給食費に分けてみると、公立の幼稚園、小学校、中学校では家庭教育費が4~5割を占めている。公立高等学校では授業料等が大きくなるため、家庭教育費の割合は2割以下となり、実額でも幼稚園、小学校、中学校を下回る。なお、私立学校の養育費は、幼稚園で29万1,000円、高等学校で53万4,000円となっており、いずれも公立の場合の2倍程度となっている。このため、私立幼稚園、公立小・中学校、公立高等学校の順に進学するという、最も一般的なケースでみると、幼稚園の費用が最も大きくなる。

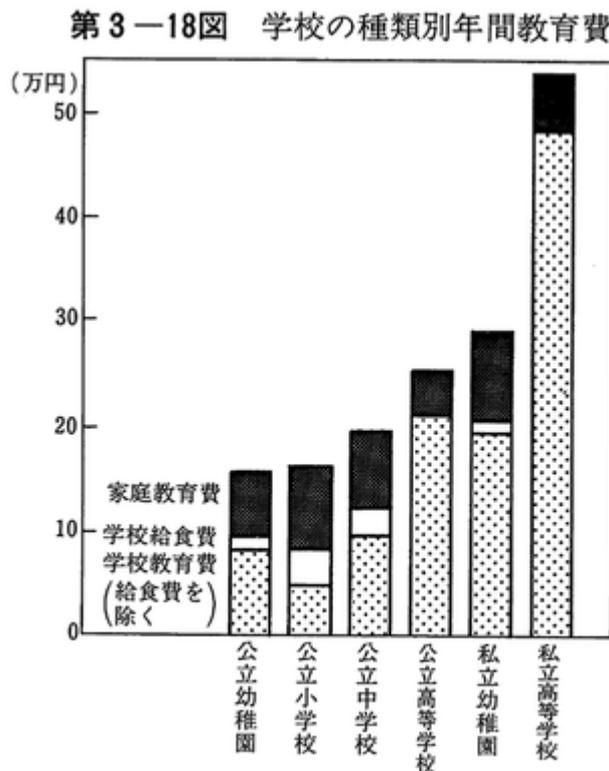
つぎに大学教育にかかる費用を文部省「学生生活調査」(57年度)によってみると、昼間部の大学での1年間の学生生活費は平均123万1,000円で、うち99万8,000円が家庭からの給付である。学生生活費は、授業料、通学費などの学費とともに食費、住居費などの生活費も含むものであるが、私立と国公立、自宅と下宿などで大

きな違いがある。家庭からの給付に限ってみても公立で自宅は42万4,000円であるのに対し、私立で下宿の場合では133万1,000円と3倍以上の開きがある。

さて、家計の平均的な教育関係の支出は、以上のような種々の要因が総合されたものであるが、「家計調査」による教育関係費は、先にみたように45～49歳がピークとなる。これは、この年齢層で高校授業料が大きくなるのに加え、大学授業料および遊学仕送り金もかなりの額にのぼるためである。年齢計について授業料、補習教育費など狭義の教育費に遊学仕送り金を加えたものの消費支出に占める割合を40年代からみると、48年の3.6%から57年には5.3%まで高まった。この1.7ポイントの高まりの内訳をみると、授業料等が0.7ポイント、遊学仕送り金が0.5ポイント、補習教育費が0.4ポイントとなっている。

このうち、授業料等の高まりは、主に価格の上昇によるものであるもので、実質的には大学教育のためのものが大部分とみられる遊学仕送り金と、補習教育の費用が伸びたといえる。

第3-18図 学校の種類別年間教育費



資料出所 文部省「保護者が支出した教育費調査」(57年度)

(注) 学校教育費：授業料、PTA会費、教科書費、交通費など。
家庭教育費：けいこごと月謝、家庭教師月謝、学習塾費など。

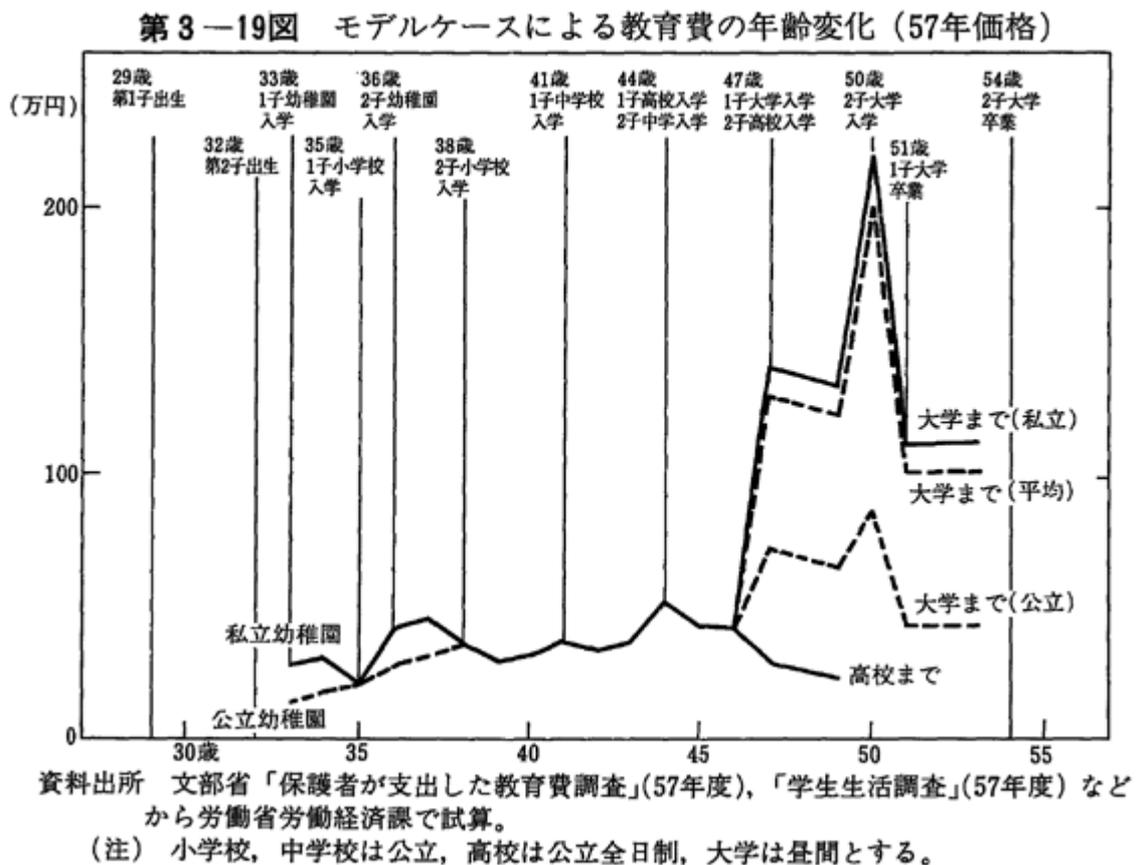
平均でみた教育関係費は、子どものいない世帯の分も含められているなどの理由で、実際に子どもの教育を行っている家計の支出と比べて低目となる。そこで夫婦と子ども2人のモデルケースを設定して教育関係に要する費用を試算してみた。子どもは、世帯主が29歳のとき第1子が、32歳のとき第2子が生まれるものとし、幼稚園は私立、小学校、中学校、高等学校は公立、大学に進学する場合は私立とする。また、ここでいう教育関係に要する費用は、幼稚園から高等学校までについては学校教育費のほかけいこごとなどの家庭教育費と学校給食費を含み、大学については家庭からの給付の全額のことであり、この中には学費のほか食費、住居費など生活費に回される部分も含む。

これによると、第1子が小学校に、第2子が幼稚園に在学している37歳と、第4子が高等学校に、第2子が中学校に入学する44歳の2回のピークがあって、ピーク時の支出額(57年価格)は年間50万円前後である(第3-19図)。さらに大学進学の場合は、第1子が大学に入学する47歳から第2子が大学4年生の53歳まで年間100万円以上の支出が続く。特に第1子と第2子が同時に大学に在学する50歳では年間200万円を超える支出である。これらを「家計調査」による平均実収入と対比させると、高校まで進学させる場合の教育関係に要

する費用はおおむね実収入の6~10%程度であるが、大学に進学させる場合は47~49歳で25%前後、子ども2人が同時に大学に在学する50歳で40%弱、51~53歳で20%弱となる。なお、この割合は各世代の平均的な勤労者世帯が子どもを学校に行かせるとした場合の試算であるが、「学生生活調査」(57年)によると、子どもを実際に大学に進学させている世帯は平均よりやや収入が多いこともあり、子ども1人当たり大学教育関係費の収入に占める割合は16%と上の試算よりやや低めとなる。

大学教育に要する費用は、地域別に差がある。「家計調査」は地域別の資料が勤労者世帯について得られないので、全世帯について大学授業料等と遊学仕送り金を加えた額をみると、57年は大都市地域で年額6万9,000円であるのに対し、町村では9万3,000円と町村の方がやや多い。さらに、地域により進学率に差があるため、これを調整した上で費用の格差をみると、大都市を100として町村は160になる。これは、遊学仕送り金に地域によって大きな開きがみられるからであって、町村の遊学仕送り金は進学率を調整してみると大都市の4倍以上となる。

第3-19図 モデルケースによる教育費の年齢変化



最後に、子どもを1人教育するのに必要な総額がいくらになるかをみてみよう。「保護者が支出した教育費調査」および「学生生活調査」によって57年価格で試算してみると、幼稚園から高校まで就学させた場合の平均では総額305万円となり、これに大学教育費も加えると704万円となる(付属統計表第2-36表)。教育費総額は、どのようなコースを取るかによって大きな開きがあり、幼稚園から高等学校まですべて公立で通した場合は261万円であるのに対し、私立幼稚園、公立小、中学校、私立高等学校、および私立大学で下宿させた場合は905万円となる。

先にみたように、最近の教育関係支出の増大は、補習教育費および、遊学仕送り金など大学教育に要する費用の増大によるところが大きい。このような背景には、社会の高学歴化志向の風潮もあるが、今後、家計における計画的、合理的な対応も必要であろう。

(世帯員の結婚費用)

さて、子どもの結婚も現状では親にとって大きな負担となっている。三和銀行「挙式前後の出納簿」(58年調査)によると関東、関西を中心とした大都市近辺で結婚に要した総費用は1組当たり595万円である。また、結納は一方から他方に渡されたあと結婚費用の一部として使われるため、実際上の支出にはならないが、便宜上、この分の59万円を先の595万円に加えた654万円について資金の出所をみると、親からの援助は43%に達する。

このような結婚資金を準備することが親にとって負担であることは、意識面にもあらわれている。先にもみたように、「国民生活実態調査」(57年)では今後生活が苦しくなる理由として「世帯員の結婚」をあげる者が50歳台で33.9%に達しているほか、「貯蓄に関する世論調査」(58年)によると、貯蓄の目的として「こどもの教育費や結婚資金にあてるため」とする者が50歳台で47.2%となっている。

(転勤)

「家計調査」では明瞭にあらわれないが、転勤も家計に影響している。労働省「雇用動向調査」(57年)により、1,000人以上規模企業の配転者についてみると、単身赴任者の割合が19%に達している(付属統計表第2-37表)。年齢別には30歳台で11%、40歳台で26%、50歳台で36%と50歳台まで年齢とともに高まっている。転勤に際しては単身赴任のほか、家族の一部だけを残していく場合もあるので、実際の別居の割合はもつと高いと考えられる。

別居する理由としては、1つには子どもの教育の問題がある。行政管理庁「転勤に伴う転居者の子弟の高等学校転入学等に関するアンケート調査」(58年実施)によると、高等学校在学または高等学校入学を控えた子弟を同伴して転勤した者(無回答を含む)のうち、8割前後が転学に際してなんらかの支障等があったとしている(付属統計表第2-38表)。支障等の内容をみると、高等学校在学の子弟については「転居前の高校との授業の進度、必須科目の違い」、「希望校又は通学可能区域の高校で転学試験を実施せず」、「受入校の情報不足」などが多く、高等学校入学を控えた子弟については、「受験希望校の情報入手が困難」、「内申書の扱いが異なる」、「入試手続等が煩雑」などが多い。このような支障等が大きくなれば別居を余儀なくされることになり、実際、高等学校在学の子弟をもつ転勤者のうち76%、高等学校入学を控えた子弟をもつ転勤者のうち59%が別居している。高等学校における転学の弾力化については、現在、改善措置が図られつつあるところである。

このほか別居を余儀なくされる理由として、持家を取得済みなので家族同伴で移動すると家の管理が困難になること、あるいは老親等の看護を必要とすること、などがあげられる。

労務行政研究所「転勤をめぐる各種手当の取り扱いの実態調査」(57年)(全国8証券市場上場会社または資本金5億円以上、従業員500人以上の会社が対象。)によれば、4割弱の企業が転校などにもなう費用の補助を行っている。中味をみると、費用負担の大きい幼稚園については、補助を行っている企業のほとんどが対象としており、小学校、中学校、高等学校まで対象とするのは約半分となっている。一方、持家に関しては、転勤社員の持家の借上げ制度など持家の管理について何らかの措置を講じている企業が約6割ある。

さらに、単身赴任者に何らかの援助を行っている企業は、「やむを得ぬ場合は」という限定付きのものも含めて85%である。その内容をみると、別居手当は74%の企業で支給しており、月額57年時点で3万円前後が多い。また、一時帰省に関しては、交通費を支給したり、出張日程などで配慮したりなど、何らかの配慮を行っている企業は43%となっている。

労働省「勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査」(59年)によれば、別居の留守家庭で困ったことがあるとする者が9割以上を占めており、特に「経済的負担が多くなる」が6割、「子供のしつけ、勉強、進路など」が4割と多く、また妻の立場から「夫の生活が分からず、不安である」も2割いる。今後、この問題をより重視して、企業においても適切な措置が講ぜられるべきであるが、政策面での対応も必要であろう。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(2) ライフサイクルからみた勤労者家計の動向

4) ライフサイクルと非消費支出

高齢化の進展などから、近年、家計の中で非消費支出が急速にウエイトを高めてきている。58年において勤労者世帯の実収入に占める割合は15.1%になっているが、このうち、4割強が社会保険の負担で、残りは税負担である。社会保険の保険料負担は、実収入の伸びの低下や高齢化の進展にともなって高まっているのは事実である。しかし、この負担は、勤労者が失業や職業生活からの引退、疾病に遭遇した場合の生活の安定的な維持に大きく貢献している点も忘れてはならない。

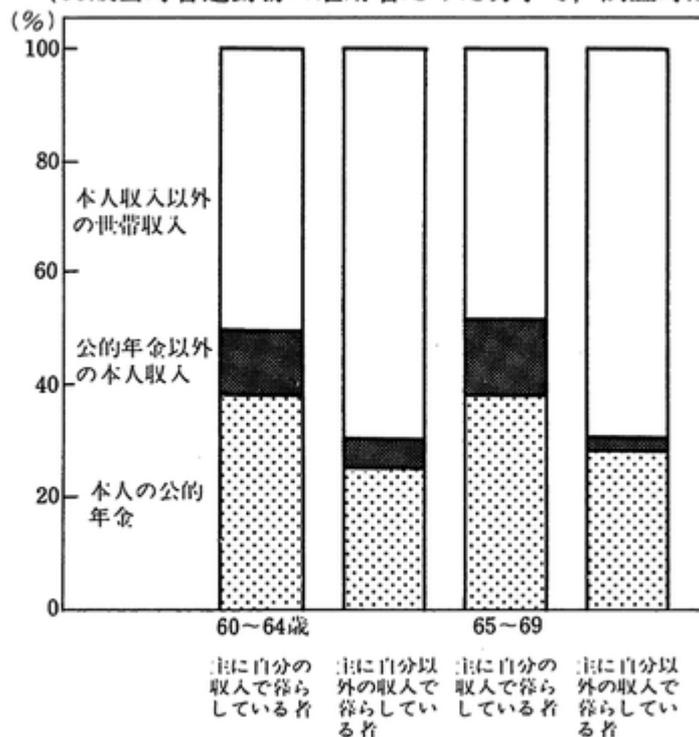
勤労者が不幸にして失業した場合には、勤め先からの収入が途絶え、家計を維持することが困難になる。このような場合には、一般に雇用保険の失業給付が支給され、失業中の生活の安定が図られている。失業者の雇用保険の受給状況を総理府統計局「労働力調査特別調査」(57年)によってみると、離職による完全失業者のうち、雇用保険を受給したことのある者は51.6%と過半数を占めている。

また、勤労者が職業生活から引退した後の生活状況を労働省「高年齢者就業等実態調査」(55年)によってみると、男子不就業者のうち主に自分の収入で暮らしている者の割合は、60～64歳で48.0%、65～69歳の者で43.8%を占めており、どちらの年齢層でも主に子どもに養ってもらっている者の割合を上回っている。つぎに、55歳まで雇用者であつて調査時点で不就業の60歳台の者について、本人の収入の内訳をみると、厚生年金保険(厚生年金基金を含む)共済年金、国民年金の公的年金が8割前後を占めている(第3-20図)。なお、世帯全体の収入に占める公的年金の割合を、自分の収入で暮らしているかどうか別にみると、主に自分の収入で暮らしている者は40%、その他の者は25～28%となっている。また、以上は60歳台の者についてのことであつたが、70歳以上になれば年金の役割はさらに高まる。「国民生活実態調査」(58年)によって世帯で最も多い収入源をみると、年金、恩給とする世帯の割合が、世帯主が60歳台の場合は25%であるのに対し、70歳台以上では40%に達している(付属統計表第2-39表)。

厚生省「国民健康調査」(57年)によると、国民1,000人当たりの有病率は138人であるが、年齢によって大きな差があり、15～24歳層で最も有病率が低く、1,000人当たり41人でしかないのに、それより若い層では若干多く、0～4歳で88人となる(付属統計表第2-40表)。そして20歳台後半以降は年齢とともに急速に有病率が高まり、人口1,000人当たり55～64歳274人、65～74歳431人、75歳以上494人となる。これにともなって、医療費も年齢とともに急速に高まる。56年5月分政府管掌健康保険の受診状況によると、20歳台後半では1人当たり5,000円程度でしかないのに、60～64歳で2万円、65～69歳で2万7,000円となっている。しかし、「家計調査」による56年の医療サービスに対する支出は、各年齢とも4,000円前後で、年齢にともなう急激な増加はみられない。これは、医療費のほとんどが保険によってまかなわれているため、家計の医療サービス支出には患者の一部自己負担分しか反映されないからである。

第3-20図 高齢者の世帯収入の内訳別構成比

第3-20図 高齢者の世帯収入の内訳構成比
 (55歳当時普通勤務の雇用者だった男子で、調査時点で不就業の者)



資料出所 労働省「高年齢者就業等実態調査」(55年)

(注) ここでの公的年金には、厚生年金、共済年金、国民年金のほか、厚生年金基金による企業の上積み分も含まれる。

以上のように、各種の制度は勤労者生活の安定に大きな役割を果たしているが、今後、高齢化の進展等に対処していくためには、世代間の公平や受益と能力を考慮して給付と負担の適正化が図られる必要がある。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(3) 勤労者の意識の動向

1) 勤労者の意識の動向

(年齢別にみた意識の特徴)

これまで賃金、福利厚生、家計等を中心に勤労者生活の実態やその動向について分析してきたが、それでは勤労者の生活をその意識面からみるとどのような特徴があるだろうか。以下では勤労者生活に関連する幾つかの項目に関する意識について、年齢別の特徴やその推移を中心にみていこう。

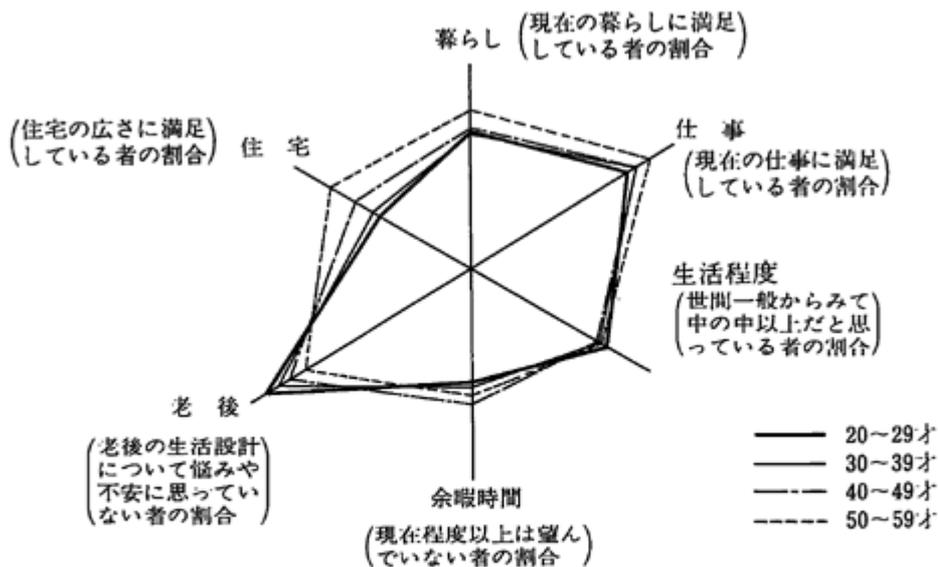
生活程度、現在の暮し、住宅、仕事、余暇時間および老後生活に関する最近の意識について年齢階層別にみると、それぞれ次のような特徴がみられる。1)20歳台では生活程度が中流以上(世間一般からみて「中の中」以上)だと思っている者が他の年齢層に比べて多いものの、現在の暮し、仕事、余暇時間、住宅等に対する満足度は逆に最も低くなっている。2)30歳台になると、中流以上という意識が40歳台と並んで最も低く、現在の暮しに対する満足度も最も低くなるが、仕事、住宅、余暇時間に対する満足度は20歳台よりも改善される。3)40歳台になると、生活程度の意識、仕事に対する満足度は30歳台と余り変わらないが、住宅、余暇時間、現在の暮しの意識が改善される一方、老後への不安が増える。4)50歳台になると、現在の暮し、仕事、住宅等に対する満足度が他の年齢層に比べて高くなっており、総じて現状に対する不満は相対的に少ないが、その一方で老後に対する不安が多いといえる(第3-21図)。

(年齢別にみた意識の推移)

つぎに、各年齢階層毎に昭和40年代から最近時点にかけての意識の推移をみると次のような特徴がみられる。1)20歳台では現在の暮し、仕事、余暇時間および住宅に対する満足度や老後の不安に関しては顕著な変化がみられないが、中流以上という意識は46年から52年にかけてかなり高まった後、58年にかけて再び低下し46年当時の水準に戻っている。2)30歳台はおおむね20歳台と同様の推移をたどっているが、住宅に対する満足度は52年から57年にかけてわずかながら上昇している一方、中流以上という意識は52年から58年にかけてかなり大幅に低下し46年水準を下回っている。3)40歳台では、仕事に対する満足度が53年から57年にかけて高まっており、余暇時間に対する満足度も一貫して微増傾向にあるものの、現在の暮しに対する満足度や中流以上という意識は45、46年当時に比べて最近の方がやや下回っており、老後に対する不安も同様に45年当時より高まっている。また、住宅に対する満足度はほとんど変化がみられない。4)50歳台では、53年から57年にかけての仕事に対する満足度の上昇は他の年齢層に比べて相対的に大きいものの、住宅に対する満足度はあまり変化がなく、それ以外の項目ではむしろ悪化傾向をたどっており、特に老後に対する不安の増大が他の年齢層に比べて顕著である(第3-22図)。

第3-21図 年齢別にみた意識の特徴

第3-21図 年齢別にみた意識の特徴（昭和57，58年）



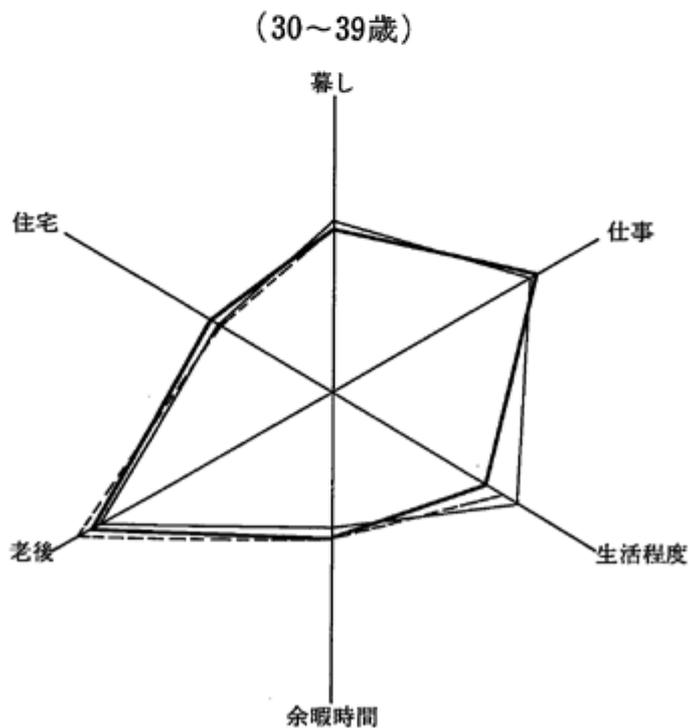
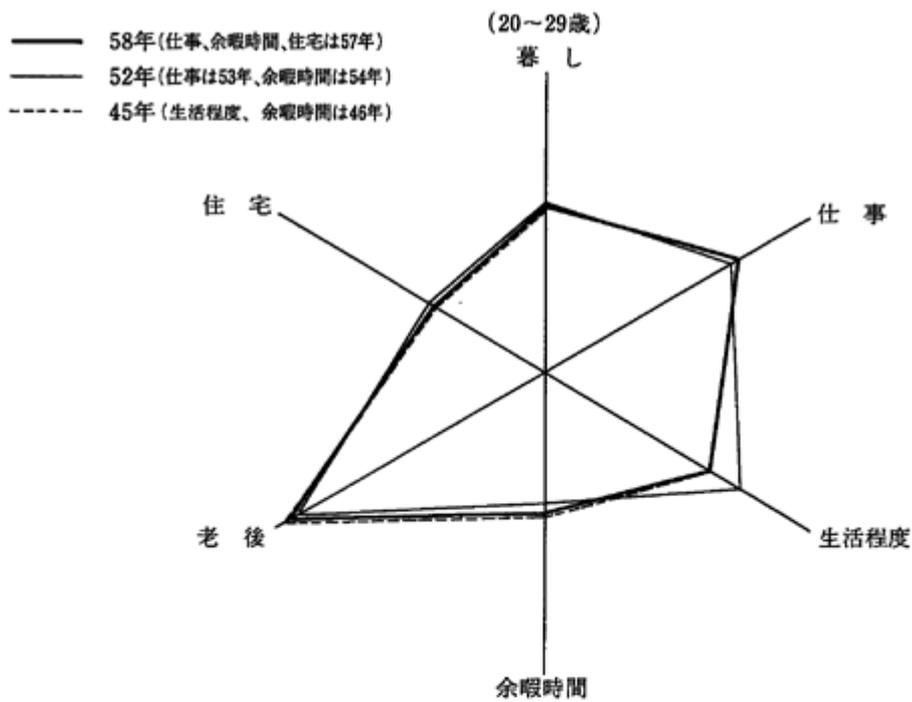
資料出所 総理府「国民生活に関する世論調査」，「勤労意識に関する世論調査」，「余暇と旅行に関する世論調査」，「大都市地域の住宅・地価に関する世論調査」等

- (注) 1) 集計上の制約により直接には被雇者の年齢別データが採れないため，自営業者，家族従業者等を含む男子についてのデータを用いた。
2) 住宅については，大都市地域に関するものである。

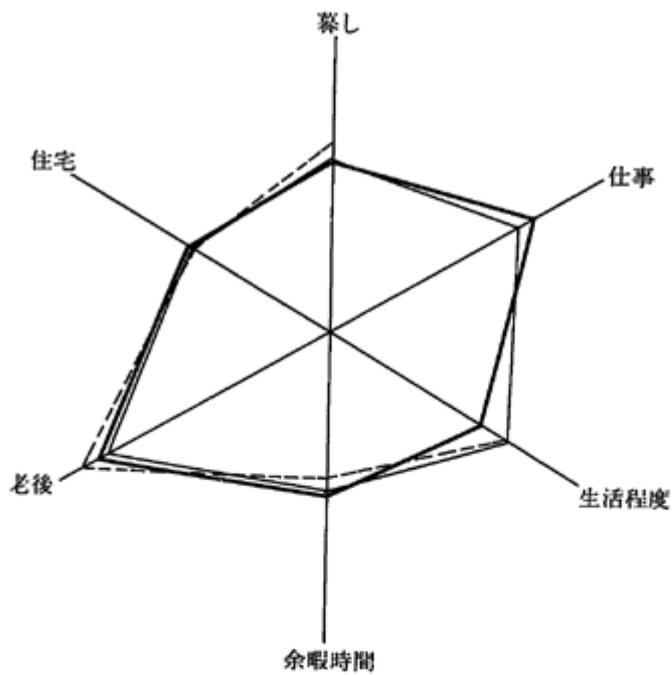
40年代と最近時点とを対比すると、総じて現在の暮らしに対する満足度、生活程度の意識あるいは老後に対する不安は悪化してきており、こうした傾向は概して年齢が高まるにつれて顕著になっているが、40歳台では現在の暮らしに対する満足度や生活程度意識、50歳台では老後に対する不安の悪化が相対的に大きい。

第3-22図 年齢別にみた意識の推移

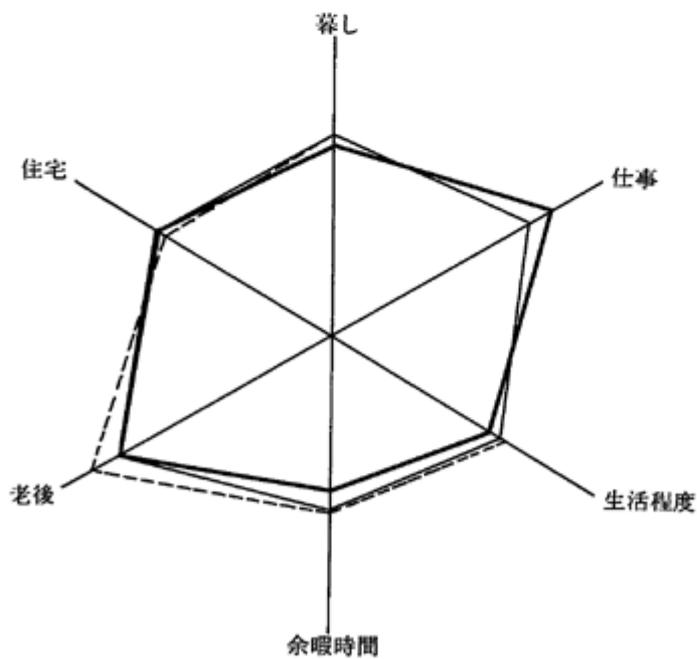
第3-22図 年齢別にみた意識の推移 (20~29歳)



(40～49歳)



(50～59歳)



資料出所 前掲第3-21図に同じ。
(注) 同上。

第II部 勤労者生活の動向と課題

3 勤労者家計等の動向

(3) 勤労者の意識の動向

2) 労働組合の意識の動向

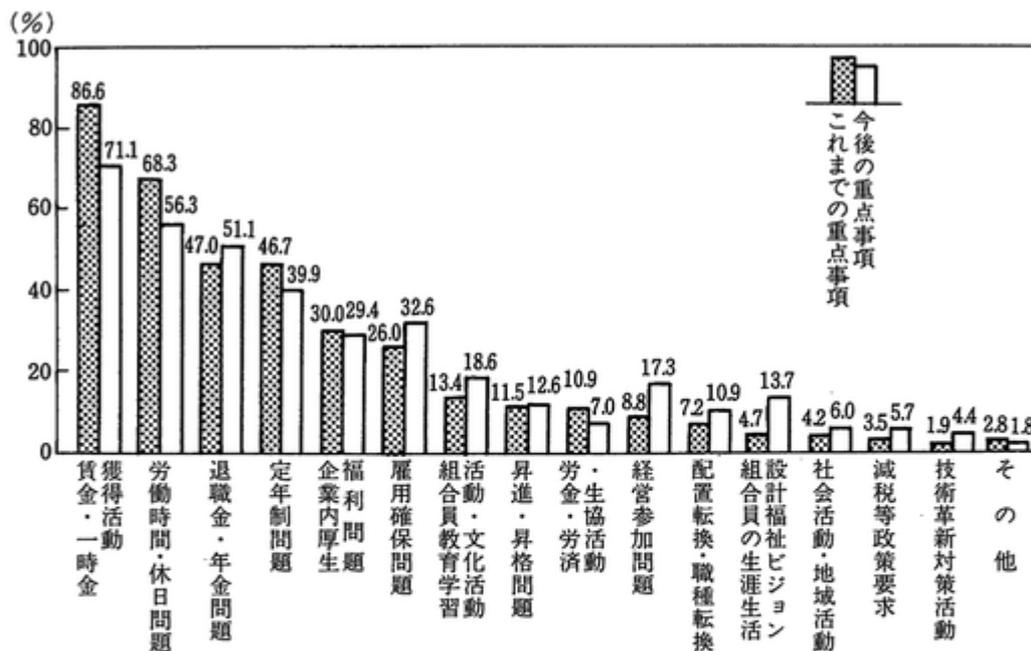
労働省「労働組合実態調査」(58年)によって組合活動に関する従来と今後の重点事項をみると以下のようになっている。

重点度(4項目までの複数回答における回答組合数割合)の高い順に、「賃金・一時金獲得活動」、「労働時間・休日問題」、「退職金・年金問題」、「定年制問題」となっており、賃金、労働時間、退職金が最重点課題となっている。この順位は従来、今後とも同様である。また、従来から今後への重点度の増減をみると、「賃金・一時金獲得活動」、「労働時間・休日問題」、「定年制問題」等が減少しているのに対して、「退職金・年金問題」、「雇用確保問題」、「組合員教育学習活動・文化活動」、「経営参加問題」、「組合員の生涯生活設計福祉ビジョン」等が増加している(第3-23図)。

つぎに、組合活動の今後の重点事項を組合員数規模別にみると、300～4,999人規模では上位4項目は「賃金、一時金獲得活動」、「労働時間・休日問題」、「退職金・年金問題」、「雇用確保問題」の順となつているが、これと比較すると、大規模(5,000人以上)では上位2項目は変わらず、3位、4位がそれぞれ「組合員の生涯生活設計福祉ビジョン」、「企業内厚生福利問題」に代わり、小規模(30～299人)では4位が「定年制問題」となっている。

第3-23図 組合活動の重点事項

第3-23図 組合活動の重点事項



資料出所 労働省「労働組合実態調査」

(注) 4項目までの重複回答であり、調査組合計に対する回答組合の割合を表わす。

第3-1表 規模別にみた組合活動の今後の重点事項

第3-1表 規模別にみた組合活動の今後の重点事項

(単位 %)

組合員数規模	雇用確保問題	労働時間・休日問題	定年制問題	退職金・年金問題	賃金・一時金獲得活動	昇進・昇格問題	配置転換・職種転換	企業内厚生福利問題
規模計	32.6 ^⑤	56.3 ^②	39.9 ^④	51.1 ^③	71.1 ^①	12.6 ^⑩	10.9 ^⑩	29.4 ^⑥
5,000人以上	24.4 ^⑦	52.4 ^②	1.2 ^④	31.7 ^⑥	58.5 ^①	13.4 ^⑩	13.4 ^⑩	39.0 ^④
1,000～4,999人	35.1 ^④	48.9 ^②	21.0 ^⑨	38.1 ^③	65.3 ^①	12.1 ^⑩	10.6 ^⑩	30.0 ^⑦
500～999	37.5 ^④	50.5 ^②	27.3 ^⑦	46.9 ^③	66.8 ^①	14.6 ^⑩	10.8 ^⑩	29.1 ^⑤
300～499	34.4 ^④	48.4 ^②	32.7 ^⑤	46.5 ^③	69.8 ^①	13.5 ^⑩	6.6 ^④	30.4 ^⑥
100～299	32.7 ^⑤	52.4 ^②	43.4 ^④	50.5 ^③	71.3 ^①	13.2 ^⑩	11.4 ^⑩	32.4 ^⑥
30～99	31.8 ^⑤	60.8 ^②	41.3 ^④	53.3 ^③	72.1 ^①	12.0 ^⑨	11.3 ^⑩	27.4 ^⑥

組合員数規模	経営参加問題	組合生活ビジョンの計生福涯社	労金・労済生協活動	組合学文化活動・教育・活動	社会活動・地域活動	減税等政策要求	技術革新対策活動	その他
規模計	17.3 ^⑧	13.7 ^⑨	7.0 ^⑫	18.6 ^⑦	6.0 ^⑬	5.7 ^⑭	4.4 ^⑮	1.8 ^⑯
5,000人以上	32.9 ^⑤	45.1 ^③	- ^⑮	24.4 ^⑦	13.4 ^⑩	13.4 ^⑩	18.3 ^⑨	- ^⑮
1,000～4,999人	32.3 ^⑥	33.2 ^⑤	4.1 ^⑮	24.3 ^⑧	10.2 ^⑭	11.0 ^⑫	13.5 ^⑩	0.8 ^⑯
500～999	28.0 ^⑥	22.9 ^⑧	6.2 ^⑮	22.4 ^⑨	6.8 ^⑬	6.3 ^⑭	9.2 ^⑫	1.4 ^⑯
300～499	23.6 ^⑦	20.6 ^⑨	8.1 ^⑮	22.0 ^⑧	7.6 ^⑬	7.8 ^⑫	6.5 ^⑮	1.0 ^⑯
100～299	16.3 ^⑧	13.5 ^⑨	7.6 ^⑫	16.5 ^⑦	7.2 ^⑬	5.5 ^⑮	6.4 ^⑭	1.9 ^⑯
30～99	15.0 ^⑧	10.7 ^⑪	6.8 ^⑫	18.7 ^⑦	4.8 ^⑭	5.2 ^⑬	1.9 ^⑮	1.9 ^⑮

資料出所 労働省「労働組合実態調査」

- (注) 1) 回答は4項目までの複数回答であり、調査組合計に対する回答組合の割合をあらわす。
 2) ○内の数字は重点順位。